

山元町議会議員全員協議会

令和8年8月7日（金）午前10時00分

- 協議事項 (1) 執行部説明
- ①学校体育館の空調設備整備について（事前説明）
 - ②住民情報系システム標準化・共通化に係る請負業者選定結果及び今後のスケジュールについて（報告）
 - ③仙台赤十字病院・宮城県立がんセンター統合新病院基本計画（概要版）について（報告）
 - ④渋沢溜池改修工事の概要について（事前説明）
 - ⑤山元町公営住宅長寿命化計画の改訂について（報告）
 - ⑥「山元町過疎地域持続的発展計画」の軽微な変更について（報告）
 - ⑦亘理山元統合消防庁舎建設に係る事業費（町負担金）について（事前説明）
- (2) 資料配付
- ①「第3次山元町都市計画マスタープラン（第1次立地適正化計画を含む）」の概要版及び本編・資料編について
- その他 (1) 各委員会からの報告
- ・総務民生常任委員会
 - ・産建教育常任委員会
 - ・議会広報・公聴常任委員会
 - ・議会運営委員会
 - ・旧JR山下駅前トイレ撤去経緯等調査特別委員会
 - ・なり手不足対策調査特別委員会
- (2) 各一部事務組合等からの報告
- ・亘理地区行政事務組合議会
 - ・亘理名取衛生処理組合議会
 - ・宮城県後期高齢者医療広域連合議会
- (3) その他
- ①議会運営委員会協議事項報告
 - ②議会BCP改正案
 - ③陳情第7号の取扱いについて
 - ④その他

午前10時00分 開 議

議 長（伊藤貞悦議員）おはようございます。令和8年8月7日金曜日、ただいまより全員協議会を開催いたします。

昨日の研修会並びに総務民生、産建教育常任委員会の視察研修、暑い中、大変皆さん御苦労さまでございました。これから夏本番を迎えますので、健康管理に十分留意されてお過ごしいただきたいと思います。

暑い方は上着を脱いでいただいて結構でございます。

3の報告事項について、事務局のほうからございますか。

事務局長（佐山 学局長）はい。改めておはようございます。

全協次第の裏面を御覧ください。

今後の主な予定、主な行事予定については、10月の頭までおおむね記載のとおりになっています。

この時点で皆さんにお願いをしたいのは、締切りというものが幾つかあります。一般質問の締切りについては、質問のある方は8月31日正午、総括締切りについては9月3日正午、そして定例会の検証締切りについては10月1日の正午というふうにあります。この中で提出される方については、その締切りは締切りとして、できるだけ早めに御提出なり相談なりしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

はい、事務局からは以上です。

議長（伊藤貞悦議員）はい。協議事項に入りますが、河北新報社から傍聴並びに写真撮影の申入れがありましたので、許可をしております。

協議事項に入ります前に、岩佐孝子議員から発言の許可申出がありましたので、これを許しております。

11番（岩佐孝子議員）はい。昨年の6月の私の陳情者に対しての侮辱的発言っていうようなことで、誹謗中傷されたということで、大分お騒がせをしておりますけれども、ここで議員の皆様にもおわびをすべきだということで、一応そういうことも踏まえながら、本人には直接謝罪をしましたが、議員にもっていうことでしたので、皆さんに重ねておわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

議長（伊藤貞悦議員）協議事項に入ります前に、町長から御挨拶かたがた報告等あればお願いします。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。皆さん、おはようございます。

本日はですね、7月4日に招集を予定しております議会定例会への提案予定の案件等につきまして、全員協議会での事前説明の場を設けていただきまして誠にありがとうございます。定例会での審議等が円滑に進みますよう情報の提供と共有に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

すいません、今挨拶の中で7月4日と言ってしまいました。来月4日というふうなところに訂正をさせていただきたいというふうに思います。

またですね、先月24日招集のですね、第2回議会臨時会におきまして、副町長の選任に係る議案を御提案申し上げ、御同意を賜りましたことに対しましても、改めまして感謝と御礼を申し上げます。

庄司副町長には8月3日、今週の月曜日になりますが、選任書を交付いたしまして公務に当たっていただいております。向こう4年間、庄司町長と共に、町が抱える諸課題の解決と持続可能なまちづくりに向けまして鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、引き続き議員各位の一層の御理解と御協力を賜りますよう重ねてよ

ろしくお願い申し上げます。

それでは、議題 7 件、資料配付 1 件になりますが……

議長（伊藤貞悦議員）すいません、ちょっといいですか。（「はい」の声あり）副町長が在籍していますので、一言御挨拶いただければと思いますが……

町長（橋元伸一町長）はい。あの、挨拶、私全部終わった後に挨拶をしてもらおうかなと思ってたんですけど、はい。

議長（伊藤貞悦議員）じゃあ説明を、んじゃ説明を続けてください。

町長（橋元伸一町長）はい。初めにですね、先月 28 日に発生いたしました令和 8 年熊本地震についてですが、この地震により多くの貴い命が失われたほか、建物やインフラの損壊、商業施設での爆発など甚大な被害が生じており、お亡くなりになられた方々に対しまして謹んで哀悼の意を表します。またですね、連日の猛暑の中、避難生活を余儀なくされている方々の健康面や衛生環境等につきましても危惧されるところであり、被害に遭われた皆様にですね、心よりお見舞いを申し上げます。

町といたしましては、支援の在り方を検討するとともに、熊本県と調整をいたしまして、支援物資の提供を決定したところであり、具体的には飲料水、500ミリのペットボトルですけれども、約120箱、2,880本ですね、保存可能なパン約45箱、1,600食分を本日午後に発送し、被災地には10日月曜日に到着する見込みであります。

あわせまして、先月31日から、役場庁舎、山下地域交流センター、ふるさとおもだか館など、合計7か所に義援金の募金箱を設置したところでありまして、物心両面から被災地の一日も早い復旧・復興を支援してまいりたいというふうに考えております。

次に、夏の風物詩として定着した「第9回やまもとひまわり祭り」についてですが、先月24日から今月2日までの10日間開催いたしました。今年はですね、新たな取組として週末に飲食ブースを設けるなど、来場者に喜んでいただけるよう企画したところでありましたが、期間中はあいにくの雨模様が続きまして、来場者は約5万5,000人ということになりました。このようなこともあり、今年はですね、株式会社やまもとファームみらい野の協力によりまして刈取り開始を遅らせるなど、できるだけ多くの方々に親しんでいただけるよう工夫したところであります。今後もですね、にぎわいの創出と本町の魅力発信につなげてまいりたいというふうに考えております。

日曜日で一応ひまわり祭りというのは終了ということになっておりましたが、刈取りを延ばしていただいたことによりましてですね、私、水曜日にちょっと様子を見に行ったとき、お昼ちょっと前でしたが、そのときでも大体約50台近くの車が止まって、結構な人が来ておりました。で、今日もちょっと確認してきたんですが、今日の朝の時点ではまだひまわりはですね、全部あったんですが、トラクターが入ってきてましたので、多分今日あたりから刈取りをするのかなあというふうに思っております。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にですね、熊に関する対応についてですが、先月末時点、熊らしき動物の目撃情報は4件寄せられておりますが、現場の確認の結果、いずれも熊の痕跡は確認できませんでした。また、5月に開催した正副区長会議において、地区集会所等に設置するためですね、熊の撃退スプレーの追加配付の要望があったことから、東街道線沿いのですね、行政区に対しまして配付しております。

なお、4月19日から県内全域に発令されていた熊出没警報は、先月18日から注意

報に引き下げられましたが、町といたしましては、夏休みの行楽シーズンでもありますことから、引き続き広報やスマホ情報アプリ等を活用しまして注意喚起に努めてまいります。

次に、既存町営住宅の用途廃止に向けた入居者移転事業についてですが、藤田、桜田、名生東、寺前の4つの町営住宅団地について、入居者の住環境の改善を目的に、一昨年6月から移転事業を進めてまいりました。今年4月の議会全員協議会におきまして、移転の進捗状況をお知らせいたしました際はですね、藤田住宅の1世帯のみが入居しておりましたが、この1世帯についても退去が完了いたしまして、既存町営住宅4団地全ての移転が完了したところであります。これらを踏まえまして、4団地につきましては、この後御説明をいたしますけれども、山元町公営住宅等長寿命化計画に基づき、来年度以降の用途廃止及び解体へ向け、県と協議を行いながら所要の手続を進めてまいります。

次に、深山山麓少年の森リニューアルオープン1周年感謝祭についてですが、昨年7月のリニューアルオープンから1周年を迎え、この間、町内外から多くの皆様に御来場いただいております。こうした御愛顧に感謝するとともに、夏休みの機会を捉えた施設のさらなるPRを目的として、先月26日、指定管理者である山寺新山愛林会の主催により、1周年感謝祭が開催されました。当日はですね、あいにくの雨模様で一部遊具の利用を見合せましたが、親子連れを中心にですね、約500名が来場いたしまして、射的や輪投げなどの縁日ブースをはじめ、勾玉づくり体験、昆虫標本展示などを楽しんでもいただきました。引き続き、山寺新山愛林会と連携しながら、深山山麓少年の森のPRや魅力向上に努めております。

それでは、本日の議題について御説明申し上げます。

1点目は、学校体育館の空調設備整備についてであります。

子供たちの学習の場であることはもとより、災害時には避難所として活用される学校体育館について、空調設備の設置時期や財源を見直したことから、その内容について御説明をするものであります。

2点目は、住民情報系システム標準化・共通化に係る請負業者選定結果及び今後のスケジュールについてであります。

国の方針に基づき進めてまいりました住民情報系システムの標準化・共通化について、公募型プロポーザル方式によりまして事業者を選定いたしましたことから、その結果について御報告するものであります。

3点目は、仙台赤十字病院・宮城県立がんセンター統合新病院基本計画についてであります。

県が進める仙台医療圏の病院再編に基づきまして、仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターを統合した新病院について、令和12年度の開院を目途とし、名取市に整備される予定であることから、基本計画の概要について御報告をするものであります。

4点目は、渋沢溜池改修工事に係る概要についてであります。

渋沢溜池については、県が作成する防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画において、大雨時や地震時の災害リスクの低減を目的とし、改修の必要があると位置づけられており、今年度から補助事業を活用し改修工事を進めるため、その概要について御説明をするものです。

5点目は、山元町公営住宅等長寿命化計画の改訂についてであります。

東日本大震災後に整備した復興公営住宅等の適正管理と長寿命化を図るため、平成31年3月に公営住宅等長寿命化計画を策定しております。計画策定後の入居者移転の進展や人口減少、少子高齢化等の環境の変化を踏まえ、このたび用途廃止等の方針を見直すとともに、関連計画との整合を図り、計画を改訂したことから、その概要について御報告をするものであります。

6点目は、山元町過疎地域持続的発展計画の軽微な変更についてであります。

令和8年度から令和12年度までを計画期間とする山元町過疎地域持続的発展計画について、今年度以降、過疎対策事業債を活用し各種事業を実施するに当たり、本計画に掲載する内容を変更・追加する必要があることから、その内容等について御報告をするものです。

7点目は、亘理山元統合消防庁舎建設に係る事業費、町分の負担ですね、についてであります。

統合消防庁舎の建設に係る概算事業費及び構成市町の負担額については、5月8日開催の亘理地区行政事務組合管理者・副管理者会において決定されたところであります。これら事業費等については、先月8日、同組合議員から町議会議員各位に報告されたところであり、これを踏まえ、係る補正予算を第3回議会定例会に提案するため、その概要等について御説明をするものであります。

次に、本日資料配付としております1点について御説明を申し上げます。

第3次山元町都市計画マスタープラン、第1次立地適正化計画を含みます、の概要版及び本編・資料編についてであります。

本計画については、本年第2回議会定例会において議決を賜った後、印刷製本作業が完了し、7月31日に公表いたしましたことから、議員各位に資料一式を配付するものであります。

以上、本日の議題等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

先ほど申しましたようにですね、説明に入ります前に、ここでお時間を頂戴いたしまして、庄司副町長から就任の挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤貞悦議員）それでは、庄司副町長、お願いします。

副町長（庄司正一副町長）はい。皆さん、こんにちは。

先ほど町長から御紹介ありました庄司です。よろしくお願いいたします。

8月3日より副町長として就任いたしました。数年のブランクはありますが、山元町のため、橋元町政のため、お役に立つよう一生懸命頑張りますので、議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤貞悦議員）それでは、執行部の説明①から順次進めてまいります。

①学校体育館の空調設備整備について、教育総務課のほうからお願いします。

教育総務課長（伊藤和重課長）はい。教育総務課の伊藤です。よろしくお願いいたします。

学校体育館の空調設備整備について御説明いたします。

資料のほう御準備いただければと思います。

避難所となる学校体育館の空調設備整備について、空調設備の設置時期や財源を再検討した結果、設置までのスケジュール、財源を見直し、進めてまいりたいと考えております。

1の対象施設でございますけれども、こちらは以前にも説明したとおりですね、山元中学校の体育館、坂元小学校の体育館、山下第二小学校の体育館としております。なお、山下小学校、山下第一小学校の体育館につきましては、スポットエアコンで対応してまいります。こちらは既に入札済みということになっております。

2のスケジュールでございますけれども、左側が従前です。で、右側が見直し後ということになります。今回は見直し後で進めたいと考えております。

従前はですね、令和8年5月、これは設計業務委託を出してございまして、こちらは既に完了しております。本来であれば、5月に事業のエントリーを行いまして、10月に県のほうに交付金の関係の本申請ということになります。令和9年度の当初予算のほうを想定してございました。4月には採択の内示をいただいて、5月に空調設備工事を発注する予定でございました。仮契約ということになりまして、6月の議会で、7月に工事着工で、完成は令和10年の3月ということで供用開始を想定して進めてまいりましたが、見直し後でございますけれども、令和8年5月、これは設計完了ということになっております。

本日、全員協議会の中で説明させていただきまして、9月にですね、第3回議会定例会の中で、債務負担の補正のほうを提案させていただきたいと思っております。10月にですね、これをもちまして空調の設備工事を発注、仮契約となりまして、12月に本契約の案件をですね、出させていただくというような流れになります。令和9年の1月にですね、工事着工を行いまして、夏休み中、工事を行うということで、供用開始については令和9年の9月に供用開始を予定しております。これをもちまして、半年ほどですね、早まるということになります。なお、早めたことで残暑への対応も可能ということになります。

3番目の財源でございますけれども、従前と下が見直し後ということになるんですけれども、従前では学校施設環境改善交付金、こちらは屋内運動場の空調設備整備事業を活用して空調設備を整備しようと考えておりました。ただし国の基準がありまして、補助率は2分の1となっているものの、地方債25%ずつと、あと町負担が生じます。これは補助基準の範囲内ということになりまして、下の実勢価格を見ますと、10%ほど超過が出るというような、計算した結果、はつきりしました。

これをですね、見直し後でございますけれども、緊急防災・減災事業債、こちらを活用することで、全体の70%を地方債、事業債のほうを借りまして、これは70%分は交付税措置があるということで、こちらを活用して町負担が30%になるというような内容になります。上と下を計算して比べますと、約1,200万ほどですね、下の見直し後のほうが有利になるという内容から、今回は見直し後の財源で進みたいと考えております。

4番の補正予算でございますけれども、令和8年9月に屋内運動場空調設備工事請負費・工事監理業務委託料としまして債務負担行為の補正をお願いしたいと考えております。期間につきましては令和8年から9年ということで、限度額、これは限度額になりますが3億円を予定しております。本予算、工事費につきましては、令和9年の3月に当初予算として計上する予定でございます。

なおですね、この空調設備につきましては、整備後ですね、国のほうから光熱水費について交付税措置があるというような内容も示されてございまして、早期に保持すること

でそちらの予算にも反映されるのかなというところがありますので、今回、スケジュールと財源のほうを見直しさせて進めさせていただければと思います。

以上でございます。

議長（伊藤貞悦議員）説明がありましたが、質問ございますか。

10番（齋藤俊夫議員）はい。今の説明ですと、当初予定していた文科省の交付金を活用するよりは、新たに見いだしたこの緊急防災・減災事業債を活用したほうが、工期的にも事業費的にも町の負担が少なく早く目的が達成できると、そういうふうな理解になるわけですよ。ぜひどしどしこういう形ですね、文科省ありきじゃなくて、ほかにどういう有利な交付金なり事業債があるのかですね、積極的なそういう活用、検討をですね、引き続きお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤貞悦議員）そのほかありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、1番については以上で終了としたいと思います。

②住民情報系システムの標準化・共通化に係る請負業者選定結果及び今後のスケジュールについて、デジタル政策推進課から説明をしてください。入替えは大丈夫なんですか。はい、説明を求めます。

デジタル政策推進課長（武田賢一課長）はい。それでは、デジタル政策推進課分、説明をさせていただきます。

本件につきましては、こちら本年1月の全員協議会におきまして、移行関係の内容を御説明していたことになります。本日は、その実施予定のとおり、事業の選定、決定と今後のスケジュールについて報告する内容となります。

住民情報系システム標準化・共通化に係る請負業者選定結果及び今後のスケジュールについて、資料のほうを御準備お願いしたいと思います。

1番目の趣旨になりますけども、国の方針に基づきまして進めてきました標準化・共通化についてですが、当初の予定どおり令和10年の4月を目標に移行を進めてまいりました。その途中経過としまして、公募型プロポーザル方式によりまして業者が決定しておりますので、その内容を報告させていただきます。対象システムにつきましては、記載のとおり①から⑭の14のシステムが対象となっております。

2番目のプロポーザルの実施概要についてになります。

最初に、参加の事業者は記載のとおり、3者が参加ありました。一番上がアイシーエス、電算、日立システムズ東北支社の3者から参加がありました。

プロポーザル審査の内容につきましては、審査委員会におきまして総合評価を行い、電算委員会におきまして各実務内容を精査しております。あわせまして、外部の専門としまして、コンサル業者によりまして技術的指導を入れながら選定した内容のこととなっております。主な動きといいますか、経過ですけども、4月から審査委員会を立ち上げまして、7月23日にプロポーザル審査を行ったという流れになります。

3番目の審査結果になります。

契約業者が日立システムズ東北支社、所在地は仙台にあります。標準化の移行実績は、記載のとおり477団体、全国を展開していると。契約金額になりますが、約2億2,000万円です。

選定の主な理由は、こちら右側のほうに記載しておりますが、1番目から7番目までの全国自治体における標準化移行実績が豊富であるなど、主な選定内容につきましては

こちらの記載のとおり7項目となります。

4番目の移行スケジュールになります。

こちら移行スケジュールは、今年度8月、今月の契約を進めまして、令和9年度の3月までに14システムを移行する予定としております。この契約金額ですが、この2年間にわたる内容の金額として計上、こちら記載をしております。本事業は既存システムの稼働と並行して行ってまいりますので、住民サービスに影響が生じないように円滑な移行に努めてまいります所存であります。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

議長（伊藤貞悦議員）質問ございますか。質問なしでよろしいですね。（「はい」の声あり）

2番目の件については以上で終わりにしたいと思います。

続きまして、入替えをしてください。

3番目、仙台赤十字病院・宮城県立がんセンター統合新病院基本計画（概要版）について、健康推進課長のほうから説明願います。。

健康推進課長（伊藤孝浩課長）はい。健康推進課、伊藤です。よろしくお願いいたします。

健康推進課からは、宮城県が進めております仙台医療圏の病院再編に伴いまして、仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターを統合しまして、本町を含めました仙台医療圏南部を診療圏として想定する新病院のほうで、令和12年度の開院を目途に名取市に整備される予定であることから、新病院の基本計画の概要について御報告申し上げます。

なお、本資料につきましては、統合新病院の運営主体となります日本赤十字社仙台赤十字病院において公表しているような資料となっておりますので、よろしくお願いいたします。

では、資料に基づいて御説明申し上げます。

まず、基本計画の位置づけということですが、こちらにつきましては統合新病院の具体的な整備の方向性をまとめたものということになっております。

2番目、整備計画の基本構想としましては、まず、基本方針としまして、日本赤十字社が運営する公的医療機関としまして、地域医療を支える病院と位置づけられておるような病院となっております。

イとしまして、断らない二次救急医療を目指すということで、地域の救急患者を積極的に受け入れるものとしております。

ウのほう、安心・安全な出産ができる周産期医療を提供するというので、妊娠から出産、新生児に対する医療を提供するものとなっております。

エのほう、がん医療を提供するというので、これまでですね、名取にありましたががんセンターの機能を移管して、こちらの病院のほうで機能するというものになっております。

最後になりますけども、こちら東日本大震災をですね、その経験を生かしたですね、災害医療を充実させるということを進めてまいるということになっております。

下のところですね、病床規模・病床種別としましては、全体病床数のほうは400床ということになっております。現仙台赤十字病院のほうで350床、がんセンターのほうで373床ということで、統合しました病院としましての規模は小さなものとなりますけども、南東北病院ですね、岩沼にあります南東北病院のほうで271床ということで、400床ということで大きな病院であるかなと思っております。

右側、診療科のほうはですね、35科となっております。内科系とか、外科系、その他としまして産婦人科、あとは小児科などですね、こちら機能として新診療科として設けられる予定となっております。

右のほうに移りますが、右上のほうは新病院におけます基本的な医療機能と各種指定ということで、先ほど2のほうで、基本構想で申しあげました医療機能を整備するものということで、以下のとおりとなっております。

下、3番目、整備計画の概要としましては、まず建物構成としまして、主な機能を配置します、まず7階建ての本棟と、あとは別棟、1階建ての別棟としまして、2棟構成としたのがですね、整備される予定ということで、延べ床面積としましては3万1,080平方メートルということになっております。右側にイメージ図ありましたので、御確認いただければと思います。

一番下に開院時期が書いてますが、先ほどですね、申しあげましたとおり、開院は令和12年度中と、目途とするということになっております。

裏面を御覧いただければと思います。

4番目、部門別基本計画というということで、主なものを申しあげますが、2つ目ですね、救急部門としましては、24時間・365日救急医療を実施しまして、救急車の受入れ台数のほうは年間4,000件を想定しているものとなっております。

一つ飛ばしまして、総合周産期母子医療センター部門ということで、こちらは前のですね、仙台赤十字にもありましたが、先ほども申しあげましたが、妊娠から出産、新生児に至るですね、医療を提供するセンターを設けて対応するということになっております。

もう一つ飛ばしまして、手術部門としましては、手術室のほうは9室と想定しておるようなところとなっております。

ちょっと飛びますけども、下から3段目ですね、3行目というか3段目ですね、事務管理部門ということ書いてますけども、こちらは駐車場については1,000台程度確保するというので、厚生施設としてそれぞれですね、いろんなものを設置することになっております。

右側に移りまして、右の5番につきましてはこのとおりということになっておりまして、6番目、事業収支計画としましては、まず概算事業費、病院の整備費としましては、合計で申しあげますと486億円となっております。

財源、下にありますが、財源としましては、国・県の補助金ほかですね、基金などを活用したものと、あとは2つ目に書いてますが、借入れをしまして486円を確保するというものになっております。

下は事業収支計画、運営費の関係となっておりますので、このような形でですね、黒字計画ということですね、計画しているような状況となっております。

ちょっと記載はここにはありませんが、ちょっと申し上げさせていただきますと、病院の運営費につきましては、原則ですね、今申しあげたように病院側が負担することということになりますけども、関係自治体からの公的病院への運営支援といった制度もありますことから、新病院の医療圏の自治体であります名取市、岩沼市、亘理町、山元町の2市2町におきまして、これまでも岩沼市にあります南東北病院への運営支援の枠組みなどを参考としながら、今後ですね、この新病院への運営支援の在り方を協議してま

いりたいと考えております。

ただし、現段階では、運営支援をどうしていくかとかはまだ決まっておらず、あくまでまだゼロベースからですね、協議を開始するという状況となっております。令和12年度の開院時に間に合うよう協議を進めてまいりたいと考えております。

2枚目のほう見ていただければと思います。

2枚目のほうには、新病院の整備予定地をつけておりました。整備予定地としましては、名取市のほうのイオンですね、エアリのほうの南側付近ですね、聖和学園の野球場の北側というところにですね、整備する予定ということになっておりまして、整備用地につきましては、名取市において確保し、準備するものということになっております。

説明は以上となります。今後、さらなる進展があった場合につきましては、議員の皆様にも情報共有してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。私からは以上となります。

議長（伊藤貞悦議員）質問ございますか。

10番（齋藤俊夫議員）はい。何点かお伺いいたします。

裏面の事業収支計画の財源構成等を拝見すると、今回のこの統合の事業主体、そしてまた完成後の運営主体っていうのは、県じゃなくて日赤が行うということですよね。

健康推進課長（伊藤孝浩課長）はい。そのとおりでございます。

以上です。（「はい、もう一点。」の声あり）

10番（齋藤俊夫議員）はい。課長から今口頭で説明ありました。病院を、運営をサポートする周辺市町村の関わりということで、2市2町という話だったんですよね。少なくともがんセンターが、2市2町だけのがんセンターじゃないですよ。宮城県がんセンターですよ。それから、日赤からの機能でもって移行する周産期なんかについてもね、必ずしも2市2町だけのエリアを想定した経営なり運営にはならないと思うんですよ。2市2町の衛生処理組合とはちょっと訳が違うんで、ちょっと課長の説明には私は到底理解がしきれないと。これは課長というよりも、むしろ構成、今2市2町という枠組みの中でという話ですけども、首長さん方の一つ大きな問題意識を持ってですね、過不足のない形で関係ある市町村、利用範囲がどこまでどうなのかね、しっかりと分析をされて、問題のない形で整理をしていただくことを御期待申し上げておきます。

議長（伊藤貞悦議員）そのほかございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、③については以上といたします。

④渋沢、入替えをお願いします。

④渋沢溜池改修工事の概要について、施設管理課のほうから説明を伺います。はい、どうぞ。

施設管理課長（富樫 誠課長）はい。それでは、渋沢溜池改修工事の概要について御説明いたします。

事業の趣旨ですが、渋沢溜池は県が作成した防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画において防災工事を実施する必要があるため池に該当していることから、大雨時及び地震時における災害リスクの低減を目的として、補助事業を活用し、2か年の債務負担にて対策工事を実施いたします。

次に、工事概要及び今年度のスケジュール、御説明いたします。

工事概要として、緑の枠なんですけども、工事名が令和8年度（債務）農施1号（防

災ため池整備）渋沢溜池改修工事、工事内容は施工延長が75.5メートル、工事の種別は、四角の黒のところですけども、堤体工、洪水吐工、取水施設工、迂回路工、仮設工となっております、施工ボリューム等につきましては記載のとおりでございます。

総事業費は約3億2,700万円で、負担率は国が55%、県が21%、町が24%です。

工期は、議決された翌日から令和10年3月17日までを予定しております。

次に、ピンク色の枠に記載しております令和8年度スケジュールですが、7月22日から8月19日までを閲覧期間として、町の掲示板やホームページにより公告しております。8月20日に入札会を予定し、21日に工事の仮契約を締結する予定であります。9月4日から開催される令和8年第3回議会定例会に工事の契約議案を提案予定で、本契約後に工事着手いたします。

下段の施工位置図・迂回路計画図ですが、迂回路として使用する農道長屋地3号線や町道5186号は砂利道のため、図の右上に標準断面図がちょっと小さいんですけどございますが、幅4メートル、厚さ5センチで砂利道については舗装いたします。また、国道6号方面からゴルフ場へ向かう車両は、ゴルフ場の出入口からため池側で通行止めにするため、そのまま出入り可能ですが、山元南スマートインターチェンジ方面からゴルフ場へ向かう車両は、迂回路を通行してゴルフ場へ向かうようになります。

続きまして、右側を御覧ください。

上から平面図、標準横断面図、工程表と並んでおりますが、この3つは着色により結びついており、赤で着色しているところが今年度に工事を予定している箇所、青で着色しているところが来年度に工事を予定している箇所になります。

一番下の工程表を御覧いただきまして、今年度に施工を予定している工事は、まずはナンバー2の補償工事によりまして、東北電力とNTTが迂回路線への電柱移設を行います。次に、ナンバー4の仮設工にて、迂回路線の砂利道に対する舗装工事を施工しながら、ナンバー5、ナンバー6、ナンバー7の工事にも着手しますが、ナンバー8にございますかんがい期で来年度、渋沢溜池から田んぼに水が必要となる4月下旬から5月ぐらいまでにナンバー6と7の工事を完成させる必要があるため、今年度中の完成を目指します。あわせて、ナンバー5の堤体工も、既存堤体を撤去し、真ん中の標準断面図で赤く着色している堤体の基礎となる部分の盛土まで今年度中に完成させる予定としております。

なお、標準断面図の左側に仮堤防（大型土のう）とありますが、堤体のため池側に大型土のうにより仮堤防を設置するため、ため池にはある程度水がたまつたままとなるため、田んぼに水が必要となったときにはすぐに供給できる状態で施工いたします。

来年度は、青い着色部分の堤体工の盛土の続きと、上の平面図の右側にあります既存の洪水吐を閉鎖する施工を行います。

説明は以上でございます。

議長（伊藤貞悦議員）質問はございますか。

10番（齋藤俊夫議員）はい。総事業費が3億円を超えるということで、この種の工事にしてはもう大型の事業になるのかなというふうに思うんですが、工法的にですね、何か特殊な工法を必要とする工事なのか、お伺いいたします。

土地改良班長（菅野祐弥班長）はい。お答えいたします。

議員の御質問のように特殊な工法が何かあるのかということでございますが、堤体工、掘削、盛土についてもお示しのと通りのボリュームになってございまして、基本的には難しい工事とか工種とかっていうのは含まれておりませんが、課長のほうから御説明させていただいたR9年度施行の青い着色の分ですね。こちらについては改良土ということで、既存の掘削した土にセメントを混ぜてですね、改良するような工法を考えてございますので、その辺で少し金額なんかが上がってくるのかなと。要因としてはそういったところがあるかと思われまます。

以上です。

10番（齋藤俊夫議員）はい。これまでため池の工事は、私の記憶では地元の建設業の皆さんに担っていただいていたかなというふうに思うんですが、今回の事業については、前段確認したように、何かその地元の業者ではこれまでの実績、経験からこの入札への参入機会が制限されるというようなことはあるのか、ないのか、お伺いいたします。

施設管理課長（富樫 誠課長）はい。地元の業者でもですね、この堤体はいじっているんですけども、主に災害復旧工事とかですね、そういった元どおりに戻すような、そういった工事のほうを地元の業者のほうには施工していただいております。今回につきましては、やはりその施工ボリュームが非常に多いということと、あとは今年度中に施工を終わらせなくちゃいけない部分というのがございます。そういう時間的な制約もあることから、今回のこの工事につきましては、上のランクの業者が指名の対象となるような形で現在一般競争入札の公告をしているという状況でございます。

10番（齋藤俊夫議員）はい。今の課長の説明で理解する部分もあるんですけども、やはりこれまで災害復旧等でね、それぞれのため池を相当程度把握している、現場を熟知されているという地元の方が何らかの形で一緒にやるとかね、そういうふうな工夫なり考え方はないんでしょうか。

施設管理課長（富樫 誠課長）はい。今現在公告しておりますその仕様の中にですね、地元企業のほうをその現場のほうのその下請というかですね、そういったので使うようにと、使うような、そういったことで前向きに考えるようにというふうな、そういった項目は加えて、地元業者がなるべく現場のほうに入れるような対策は講じてございます。

10番（齋藤俊夫議員）はい。一定の配慮はされてるということなんですけども、私が最初に期待したのは、よく分かりませんが、やはり一緒にね、共同企業体的な形での組合せていいですかね、そういう考え方なり手法というのは、今回の場合なじまないんでしょうか。

施設管理課長（富樫 誠課長）はい。今回の公告に当たりましては、JV的な地元企業と合同でというところはですね、ちょっとそこらは今回の発注については考えてはございませんでした。地元企業については、やはりその条件の中で現場のほうになるべくこう参入できるような、そういう条件を付して、それで地元企業をカバーするというようなことで考えて現在公告している状況でございます。

10番（齋藤俊夫議員）はい。じゃあ、最後に、そういう考えで今回は下請としての地元企業の関わりということなんですけども、そういう形で進めた場合、これまでの実績として町が期待するような、地元企業が下請として参画をして実質的にその工事に関わってきたというのは、相当程度実績としてはあると、今回もそれが大いに期待できると、そういうふうな見立てでよろしいんでしょうか。

土地改良班長（菅野祐弥班長）はい。お答えいたします。

今課長のほうから御説明いただいたですね、町内業者を下請で入るような協力体制の構築というような項目を特記仕様書のほうに載せてですね、公告しているわけですが、過去にも町戸花線の道路改良工事のときにですね、同じような形で町内業者を協力いただくような形という表現でですね、特記仕様書に載せ、具体的にきちっと町内業者、あとは互理の業者も含めてですけれども、協力会社として対応いただいたという実績はございます。

以上です。

10番（齋藤俊夫議員）はい。いや、やめようかなと思ったんですけども、今の話聞くと、そういうのも多少はあるという程度の今の説明にしか聞こえなかったわけですね。やはり今回の熊本もしかりですね、いつ何ときまた災害が、そこそこの災害が発生する可能性もあるわけですね。震災後の公共事業、相当減ってきてるということで、なかなか町内の皆さんも四苦八苦してるんだろうというふうに思うんですね。やはり最初から下請ということじゃなくて、前段申し上げたように、可能な限り地元が一緒になって表に出てやれる、そういう仕組み、方法というのを最初から検討していただいて、その中でどうしても無理だということであればね、これはやむを得ないと思うんですよ。ぜひひとつ今後に向けてよろしくをお願いしたいというふうに思います。

議長（伊藤貞悦議員）そのほかありませんか。

9番（岩佐秀一議員）はい。えっとですね、今回の渋沢溜池のは防災っていうことですね、うんと期待してるんですね。ということは、いつもこの渋沢溜池のいかに管理をうまくするかによって、荒井川の氾濫とかですね、町東関係の防災にうんと影響与えるんですよ。それで、ちょっと心配なのは、あの渋沢溜池って相当規模大きいもんで、と同時に近くにゴルフ場あったためにですね、昔はそんなでなかったんですけども、ゴルフ場出てから、あと土取り関係ね。雨降ると、集中的に荒井川に流れちゃうと。そして、町氾濫するんですけども、このため池の機能でね、例えば今よく言ってるの、あれ、遠隔操作でね、取水、排水のね、そういうのはどういうふうになってるのかを聞きます。

土地改良班長（菅野祐弥班長）はい。取水施設の遠隔操作というお話でしたけれども、既存の管理につきましてはスピンドルゲート、手で回すゲートですね、そのゲートで管理をしている形になりまして、今回の改修についても、同じもので対応を考えての改修となります。

以上です。

9番（岩佐秀一議員）はい。そのね、手動が問題なのね。現在、私もため池相当あるんですけども、町内にはね。遠隔操作できるため池もあんのよね、町管理でね。ところが、手動体系となつと、当然大雨云々降ったときに対応できないわけだよ、人間的にね、設備的に。あの現場行ってみつと分かると思うんですけども、草ぼうぼうで入らんねえのが現状なのね。それもその管理を地区の区にお願いしてるんですけども、お願いされてる区のほうでも高齢化とか云々でね、実態はスムーズになってねえのが現状なのね、調べてみつと。やはりそうしますと、防災重点ため池ならね、と同時に、現実には川だの氾濫してるので、できるならですね、やはり今はね、遠隔操作できるんだから、その辺を検討しないとね。今後とも少子高齢化で大変な人口減少の中でね、対応できる人間がいらないと思うんですよ、あまりね。その辺の検討もすべきではないかと私は思うんですけども、いかがですかね。

施設管理課長（富樫 誠課長）はい。今、ため池ですね、遠隔で開け閉めができるため池っていうのはちょっとうちのほうでは把握はしてないんですけど、どちらかつたら水路関係ですね。水路関係がやはり行くとばんばんになってて人的に危ないので、そういったところは改良区に管理をお願いしながら一緒に遠隔でゲートの開け閉めっていうのをしてるんですけども、やっぱりため池については今んとこ基本的にはやっぱり手でこう開け閉めしているというのがやっぱり現状でして、ため池の自動の開閉っていうのがちょっと今はですね、ため池関係いろいろ盛んにやってるんですけども、そういうのが今ちょっと主流なのかどうかっていうのはちょっと確認したいと思います。

9 番（岩佐秀一議員）はい。だからですね、荒井川も改修したんだけども、現実には竹内議員がいつも言っているとおり、あの能力は大雨降ると割と厳しいんだ、現実にはね、見てのとおり。まあ、調整池だの造ってますけども、やはりその防災っていう一つのね、農業用ため池ばかりが防災っていう言葉が入ってるもので、やはりですね、既存、今までの例がなくても、やはり先進的にね、検討する余地はあるんじゃないかということで提言したいと思います。よく検討してみてください。

以上です。

議 長（伊藤貞悦議員）そのほかございませんか。（「なし」の声あり）

会議開始 1 時間たちますので、ここで 10 分休憩を取ります。再開は 11 時 10 分といたします。

午前 11 時 00 分 休 憩

午前 11 時 10 分 再 開

議 長（伊藤貞悦議員）それでは、再開をいたします。

⑤番、山元町公営住宅長寿命化計画の改訂について、施設管理課のほうから説明をお願いします。

施設管理課長（富樫 誠課長）はい。それでは、山元町公営住宅長寿命化計画の改訂について御説明いたします。

初めに、改訂した本計画につきましては、現在冊子を製本しており、8 月末頃の仕上がりを用意しております。出来上がり次第、皆様へお配りいたしますので、本日は暫時ホチキス留めしたものと配りしておりますので御了承願います。

改訂した計画の説明については、A3 判 2 枚にまとめた概要版にて御説明させていただきます。

1 の計画の背景・目的・計画期間等の①背景・目的は、本町では東日本大震災により多くの復興公営住宅が整備されたことを踏まえ、平成 31 年 3 月に山元町公営住宅長寿命化計画を策定し、令和 10 年度までの 10 年間の計画として策定しました。このたび、策定からおおむね 5 年が経過し、その間、本町では既存町営住宅の用途廃止へ向けた入居者移転事業の進展や、人口減少による公営住宅の社会情勢の変化へ対応するため、関連法令や上位計画等との整合を図りながら見直しを行ったものであります。

②の計画期間は、今年度（2026 年）から令和 17 年度（2035 年度）までの 10 年間です。

下の 2 の公営住宅の状況は、令和 8 年 5 月末現在において本町が管理する公営住宅の状況について、管理戸数一覧を御覧いただき、既存町営住宅は 5 団地で、管理戸数は 1

36戸、入居戸数は、藤田住宅1戸と合戦原住宅5戸の計6戸、復興公営住宅は4団地で、管理戸数は490戸、入居戸数は464戸で、入居率は94.7%であります。

なお、一番下の米印に、町長挨拶で申し上げましたとおり、既存町営住宅の藤田住宅に入居していた1戸について、先月の22日に退去が完了したことについて記載しております。

右側の上を御覧ください。

3の公営住宅需要の推計は、本町の人口規模に見合った推計支援プログラムを活用すると、本計画の目標年次である令和17年度の公営住宅施策の対象は369世帯と推計され、公営住宅の本来的な目的であるセーフティーネットの機能に着目した場合は、240世帯の公営住宅を確保する必要があるという推計結果となりました。

このことから、本町においては、セーフティーネットを超える裁量階層世帯も対象とした公営住宅の入居資格世帯数である369戸の公営住宅の確保を図るという計画としております。

4の長寿命化に関する基本方針は、1つ目のストックの状況把握・修繕・データ管理に関する方針は、(1)から(3)を実施することとし、その内容は定期点検や日常点検を行い、劣化状況に応じた修繕計画や修繕を実施し、点検結果や実施した修繕内容をデータベースとして管理するというものです。

2つ目の改善の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針は、修繕に関する維持管理計画を作成し、建物の耐久性向上を目的とした改善事業を実施することで、ライフサイクルコストの縮減につなげていくというものです。

2枚目を御覧ください。

5の計画の対象と事業手法の選定の①の計画の対象は、令和8年5月末時点で本町が管理する9団地、626戸の公営住宅を対象とし、その下の②の事業手法の選定の流れでは、国土交通省が公表する指針に示される選定フローに基づき、事業手法を検討した結果、下にあります③の事業手法の選定結果のとおり、既存町営住宅は合戦原住宅が「維持管理」で、それ以外の4団地は「用途廃止」となり、復興公営住宅では道合住宅が「改善」、それ以外の3団地は「維持管理」として選定されました。

右側の上を御覧ください。

6の点検・計画修繕・改善・用途廃止及び払下げの実施方針の、点検の実施方針(1)では、つばめの杜地区と道合地区にある共同住宅は、建築基準法に基づき法定点検を実施する。

その下の(2)、(3)及び右隣の計画修繕の実施方針は、1枚目で説明しました4の長寿命化に関する基本方針の1つ目、ストックの状況把握・修繕・データ管理に関する方針の(1)、(2)、(3)の内容となっております。

右端の改善の実施方針は、本計画の期間内に「改善」と判定した道合住宅は、床防水及び外壁塗装を長寿命化型改善事業で実施する方針とし、つばめの杜にある共同住宅については、令和22年度に同じく長寿命化型による改善事業を実施する予定でおります。

下に記載の用途廃止及び払下げの実施方針の(1)は、「用途廃止」と判定した団地は順次解体を行う方針であり、令和9年度は寺前住宅と桜田住宅、令和10年度は藤田住宅と名生東住宅を解体予定としております。

その下(2)は、用途廃止に伴う既存町営住宅からの移転事業について、本計画を策

定していた時点では今年度中に全て移転が完了する見込みとしていましたが、下の米印のとおり、先月で全て移転が完了いたしました。

なお、移転事業の完了に伴い、今後、用途廃止等に係る手続等について県に相談しながら進めていきますが、その手続等に時間を要する場合には、既存町営住宅の解体時期が計画より遅れる場合もございます。

(3) は、復興公営住宅の建設に当たり、払下げ住宅として整備した33戸のうち、払下げを希望して入居している24戸を対象に令和5年1月にアンケート調査を実施した結果、同年4月時点で払下げの意向を示したのは8戸、そのうち今年度正式に払下げの意向を示したのが1戸のみであったことから、その1戸に対し、今年度中の払下げへ向け、現在必要な手続を進めております。

一番下の7のライフサイクルコストとその縮減効果の算出では、令和16年度に計画している道合住宅の改善工事を、長寿命化型改善事業を実施しない場合に想定される管理期間は50年、実施する場合に想定される管理目標期間は70年になり、20年延伸されたことによる効果をライフサイクルコストの縮減効果として算出した場合、記載にあります1戸当たり年間約8万5,000円、道合住宅全体では年間約135万円の縮減効果があると算出されました。

説明につきましては以上でございます。

議長（伊藤貞悦議員）質問ございますか。

10番（齋藤俊夫議員）はい。まあ公営住宅の維持管理、一つの節目を迎えたということなんで、説明そのものは大いに理解するところなんですけど、先般の一般質問でも言いましたように、やはり町のこの少子高齢化が、特に人口減少をね、考えたときに、持続可能なまちづくりをする意味でもう少し危機意識を共有しないと、せつかくの町有地、宝の持ち腐れになりますよということなんだけども、なかなか問題提起しても執行部のその危機感が感じられないなと思うんですよね。これだけの土地があるわけですから、これをいかに活用したらば、人口減少対策、移住・定住施策の効果が上がるのかということを考えないと、ちょっと数年先にはにっちもさっちもいなくなるよと。お尻に火がついてからではいかんともしがたい状況になるんじゃないかなと。その先を見据えてやるのが私は行政、町のトップを中心とした行政のリーダーシップ、町長のリーダーシップだろうというふうに思うんですね。

総務民生常任委員会、去年の県外調査に引き続き、今週は今全国的に注目を浴びてる茨城県の栄町にお邪魔しました。全国からの視察が多くて、町では限られた職員でそんな対応はしている暇ございませんということで、公社に町の視察対応を委ねてるんですよ、有料で。有料ですよ。やっтерことがすごい。もう夕張寸前のところから、町長が今の町長に替わられてから、それを契機にして、先ほど言ったように全国から注目される施策を次々と展開しているということなんです。端的に言うとね、町で土地を取得して、そこに賃貸住宅を建てて、それをお貸しする、2割安ぐらいで。で、20年、25年後にはそれをそのまま譲渡すると。あるいはね、一部ね、町民からの土地の寄附、その土地にもう2軒、3軒、ぱっぱともうまずうち建てて、同じように貸し付けると。将来は、はい、どうぞと。どんどんやってるんですよ。

そこまで軌道に乗せるにはそれなりの御苦労あるんだけど、この説明受けて、用途廃止云々かんぬんのくだりでいくと、担当課に確認したところ、一定の補助事業を活用

しながら解体を進めるんだと。これはこれで考え方っていうのは悪くないんだけど、しかし、このタイミング見たときには、令和9年度、来年度、再来年度、そこからまた次の展開を考えたときには、もう橋元町長はもう任期を終えるようなタイミングになってしまうんですよ。結局、橋元町長は2期目も、少なくともこの移住・定住、思い切った施策は何にもできなかったということになりかねないんですよ、このままのスピード感で行っちゃうと。一定のものはね、そういう予定どおりの解体スケジュールでやむを得ないと思うんだけど、少なくとももう坂元支所なり、そこのプール跡地は空いてるわけだから、そこからまずどうするのかという先鞭をつける。そして、それをマスコミにアピールすればね、全然違うんですよ。こいつまとまってからね、来年やります、再来年やります、そこからスタートしたんでは、町が脚光を浴びるのが時間が遅くなる。だから、全てとは申しません。やれるところからスピーディーな対応を関係課が連携してやってもらわないと、はい、町長が何を言ったって前に進まないと思いますよ。いかがでしょうか。

町 長（橋元伸一町長）はい。齋藤議員がおっしゃることはですね、こちらでも理解しておりますので、町で所有している町有地に関してはですね、いろんな形で企業誘致だったり、何かの場合とか、今言ったように住宅とかいろんな形で考えてはおりますが、今言ったように現在のところで、その町有地に対して目的と、しっかりしたですね、目的が決まっているというところはありません。ただ、こちらとしては、まずその町有地に対してはですね、何らかの形でその用途、やはり将来どうやってそこを活用していくかというのは常々庁舎の中では協議はしているということは御理解いただきたいと。今日の報告については、町有地の話ではなくて、この団地がここまで来ましたと、今そういうふうな段階での皆さんへの報告ということで受け取ってもらえればというふうに思います。

その跡地についてもですね、先ほども言いましたように、まだここをどうするとはっきりした目的は決めてはおりませんが、この広さだったらこういうことに使えるだろうとか、こういう場所だったらこういうことに使ったらいいんじゃないとか、そういう内々での内部的なところでの協議というのはこちらでもしているということは御理解いただければというふうに、検討をですね、検討を進めているということは御理解いただければというふうに思います。まるっきり何もしていないということではありませんで、御理解いただければというふうに思います。

あと、今回、議会のほうで視察に行った町ですけれども、私たまたま、自分で調べたわけではなくてですね、ちょうど1週間ぐらい前だったと思うんですね、皆さんが視察に行く。偶然ですけど、テレビでやったんですよね、特集で、はい。それで、その町並みも全部、テレビの中ですけど私も見ました。道路があつて、まあテレビですから一番いいところを映したのかもしれませんが、私が見た風景は、道路が整備されてて、その両側に今言った住宅がいっぱい立ち並んでいてですね、そして、家賃幾ら幾らで何年間借りて、その後は無償でそこをその住んでる方に提供するというふうな内容でした。それで、その場所的にもですね、住んでる方にインタビューしたとこも映ったんですけれども、その職場までは2時間から2時間半かかりますと、でもここに住んでよかったと思ってますというふうな方のちょうどテレビの特集を私も見ましたので、そういう部分は本当にね、本当に先進的にやっている場所なので、見習うところは見習ってというふうな形で私もそのテレビは見ていたんですけれども、ちょうど偶然そこに行ってきたと

いうことを聞いたので、多分これを生で見えてきたんだなあというふうなことは思いました。

あと、この辺だと七ヶ宿でたしかもう随分前にやっていて、私、議員になりたての頃に視察で行った記憶があります。たしか戸建ての家を何年間住んだらここは差し上げますということでやっているということで、七ヶ宿のほうですね、視察してきた記憶あるんですが、まあ七ヶ宿についてはなかなかそこから大きく広がることはちょっと難しかったみたいなんですけれども、ただやっぱりそうやって先進的にやっている市町村、自治体ですね、そういうところの部分はどうですか、やはり勉強させてもらって、やっぱりまねをするっていうのは悪いことだというのはないかと私も思っていますので、いいところはまねをさせていただいて取り入れさせていただければというふうに思って、こちらでも検討を進めていきたいというふうに、さらなる検討をですね、進めていきたいと思っていますので、御理解をよろしくお願いしたいというふうに思います。

10番（齋藤俊夫議員）はい。町長からそういうテレビを御覧になったというお話なんで、ちょっと補足しますけども、栄町っていうのは、駅までね、最寄りの駅まで40分もかかるんですよ。町内に駅ないんですよ。そういう町です。しかし、やるべきことをやると注目を浴びて、若い世代、もちろん若い世代に徹底的に的を絞ってる。一定の収入がある、子供さんがおられる、次につながるということに限定して、入居は有識者で、間違える分じゃないんです、有識者で、はい。その推薦を受けた人を入居って、こうしてる。それは後で、いいんだ。要は、私、前段申し上げたように、今回一つの区切りなんですよ。それは理解します。ただこの先が大事ですよということで、さきの一般質問と絡めての問題提起なんです。要は、何をやるにしても時間かかるので、前々とやってもらわないとどうにもならないよと。

それから、私は一般質問するときに、今町長お答えになったような市内の連携、どこまでなってるのと、いや、そこまで行ってませんということも確認していますのでね、はい。町長は今のお答え、どのタイミングで確認されたか分かりませんが、そういうことなんですよ。ぜひ新副町長も含めて、その辺、問題意識を共有していただいね。土地いっぱいあるわけですから、町の人口減少対策にひとつ御尽力をいただければというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤貞悦議員）そのほかございませんか。（「なし」の声あり）

前に進みます。6番、山元町過疎地域持続的発展計画の軽微な変更について、入れ替えてください。

それでは、課長、説明をしてください。

企画財政課長（桔梗俊幸課長）はい。説明いたします。

山元町過疎地域持続的発展計画の軽微な変更についてです。

趣旨です。新たな過疎債、過疎の起債の活用事業の実施に伴って、令和8年度から令和12年度まで、さきの3月のほうでお認めいただいた過疎計画について、記載内容、軽微な変更をすることから、当該の変更内容について報告するものとなります。

計画変更の内容です。現行計画には前計画からの継続事業、総合計画の実施計画掲載事業等々、あとは令和8年度の当初予算事業等を掲載しておりました。さきの6月議会において政策的予算を可決いただきまして、それに伴って過疎債を活用する事業を改め

て掲載する必要あることから、今回こちらの軽微な変更を行います。

事業箇所がこちらの（１）（２）、市町村道が３本、あと農道が３本です。内容についてはですね、こちらに記載のとおりとなっております。併せて地図もつけてございまして、こちらの箇所、もちろんこちらの当初予算であったり、６月の補正であったり、皆さんに御可決いただいた事業箇所でございます。

実際どのように変わるかというですね、一緒につけてありますこちらの過疎計画の冊子、ホチキス留めになってますが、冊子のですね、３１ページ、３２ページちょっとお開きいただいて、こちら朱書きで訂正箇所を記載してございます。具体的に道路のメーターであったり、幅員であったりが確定しまして、これを過疎債、借金をする申請する資料ということで使いますので、こちらを精査して載せ直すということです。

資料戻ります。

３番目、計画変更に伴う手続です。計画期間中に掲載内容を変更する場合には、計画全体に及ぼす影響の有無により、「議会の議決を要する」もの、こちらは今回の３月でしたね、を要するもの、あとは「県への報告のみ」となるもの、いずれかの手続に区分されます。今回の軽微な変更は、令和８年６月の補正予算の議決を得ている事業について、計画へ追加するものであり、計画に大きな影響を及ぼさない軽微な変更という取扱いとなっております。ですので、「県への報告のみ」となっておりますので、この場での全協での報告というふうなことにさせていただいております。

今後のスケジュールなんですが、令和８年１１月中旬に追加した事業に係る県との起債協議を行って、それが認めいただければ、これを起債を打って事業、もう事業は進んでるんですが、これを起債、過疎債を使つての事業というふうにエントリーするということになります。

簡単ですが、以上でございます。

議長（伊藤貞悦議員）質問ございますか。（「なし」の声あり）質問なしといたします。

前に進みます。⑦亘理……、入替えしてください。⑦亘理山元統合消防庁舎建設に係る事業費（町負担金）について説明をしてください。はい、どうぞ。

総務課長（大和田 敦課長）はい、議長。それでは、総務課からでございます。

亘理山元統合消防庁舎建設に係る事業費（町分担金）についてでございます。

初めになんですが、この件に関しましては、７月８日の組合議員の方々から議員各位に対して説明された内容と重複いたしますが、今般、予算提案するというふうな関係もございましたので説明するといったものでありますことを御了承いただければというふうに思います。

１の趣旨でございますけども、統合消防庁舎事業に関しましては、御承知のとおり、亘理消防署、あるいは山元分署の老朽化、大規模災害、多様化する消防・救急需要への対応など、将来にわたり維持・強化化するため、これまで施設の在り方について協議が重ねられてきたところでございます。

こういった経緯を踏まえまして、庁舎建設に係る事業費及び構成市町の負担金が決定し、第３回山元町議会定例会におきまして補正予算を提案するため、その内容について御説明申し上げるものでございます。

２の概算事業費、そして財源でございますが、まず（１）の概算事業費になります。全体事業費については現時点で２３億８，１４０万円となっております。このうち、

山元町の負担額としては7億4,636万円と。これに対し、いわゆる緊防債ですね、これの対象となるのが6億4,442万3,000円となっております。

しからば、ただいま申し上げました山元町が負担する部分の項目と負担年度ですね、これを記載したものが(2)になってございまして、縦軸がそれぞれの項目で、横軸が支出年度というふうになってございます。

その金額の上等々にですね、この①とか②というふうなものを付してございますが、これらの詳細説明については下で米印で記載してございます。これまでも振り返りますと、①と②に関しましては、既に令和7年度に予算計上済みと、③造成調査設計費については、今年度ですね、当初に計上していると。

そして、今回9月定例会において補正予算を提案したいと考えてございますのが、この④になります。1,586万8,000円というふうな金額になってございます。この金額、下にですね、赤で記載してございますが、予算要求額は実際のところ1,588万2,000円というふうなことで、この事業費と若干の差異、まあ1万4,000ほど出てございますけども、これについては、その予算要求額を算出するに当たって、これらの事業費ですね、まず事業費を10万単位で丸めまして、それに負担割合を掛けたというふうなことで、ここで1万4,000円の差異が出てるんですが、今般は1,588万2,000円を提案したいと考えてございます。

同じ令和8年度、今年度なんですけど、⑤と⑥に関しましては、これは亘理地区行政事務組合のほうで補正予算を提案すると。これは緊防債を発行するというふうな内容になってございます。

令和9年度以降に関しましては、その都度皆様に御説明申し上げながら進めていきたいというふうに考えてございますけども、原則としては当初予算に計上すると。財源については、一般財源でしたり緊防債というふうなものを活用するようになってございます。

右に行きまして、今度は地方債、先ほど申し上げましたとおり、事務組合で地方債発行するものですから、これに関する町の分担金と交付税措置の関係について記載してございます。

組合が地方債を活用する場合については、当然ながら同組合で地方債を発行し、その元利償還金、これらについて構成市町が負担割合に応じて分担金として負担することになります。

今回の消防庁舎に関しましては、令和8年度から令和10年度まで緊防債を活用すると。これは償還期間が30年になる、据置き期間が1年となりますけども、この緊防債の発行を計画しておりまして、構成市町は令和40年度まで償還するというふうなことになってございます。

しからば、この緊防債に関してなんですけど、町は実際、上段で説明したとおり、返済額、償還額というふうなものを町が負担するんですが、これについて、理論上にはなるんですけども70%、償還金の70%が地方交付税、普通交付税になるんですが、これの措置が見込まれるというふうになってございます。

地方債を活用しない事業については一財によるものとなりまして、これらを踏まえてどういった支出が今後発生するのというふうなものが(1)にまとめてございます。

上段がですね、一財のものになります。その下がいわゆる起債を打った部分に対する、

起債を打った部分の償還金額ですね。償還金額がこちらの２段目に記載しておると。その年その年の合計っていうふうなものはここに記載のとおりで、最終的に右下、７億４，６３６万円が町の負担というふうになってございます。

ただし、これに対し、（２）になるんですが、交付税の算入額と実質負担については、概算事業費として町の負担が７億４，６３６万円に対し、交付税の交付額見込みになりますけども、４億５，１１０万３，０００円と。これらを差し引いた実質の負担ですね、町の負担が２億９，５２５万７，０００円、約３億円というふうなことで見込んでございます。ただし、これは現時点で試算した数字ですので、当然今後の物価ですとか、あるいは償還に関する利子ですね、こういったものについては含まれていないというふうなものになってございます。

４に、協議・決定の経緯、あるいは今後のスケジュールを記載してございますが、これ重複する形で恐縮ですけども、あえて御説明申し上げますと、令和６年１２月から計１０回にわたり建設推進委員会を開催してきたと。昨年の夏８月になりますが、この時点から財政担当課長も交え会議を開催して、計５回ほど開催してございます。

こういった経緯を踏まえまして、今般のこの分担等については５月の８日ですね、管理者・副管理者会において決定され、同月２７日に組合議会で報告と。先ほども冒頭で御説明しましたが、７月８日に皆様方に対し組合議会、そして組合の職員ですね、から御説明申し上げたところでございます。

こういった経緯踏まえまして、９月の４日第３回定例会に補正予算を提案したいというふうに考えてございますが、一番下にですね、参考としまして、お隣亘理町については９月の３日、我々と同様に補正予算を提案するというふうなことで計画されてございます。

以降の計画でございますけども、今度は我々のその予算の可決いただきたいというふうな思いがございまして、この予算の可決を見込んで今度は１０月の５日に組合議会において補正予算を計上すると。実質予算が可決されましたら、１０月以降、基本設計であつたり、実施設計、用地取得、造成というふうなことで着手してまいるというふうなことのスケジュールになってございます。

なお、先ほども申し上げましたけども、この進捗については、動きがあったときですね、当然その組合事業ではありますけども、町も一定の分担金を支出するというふうな立場からすれば、その時折を見据えながら御説明してまいりたいというふうに考えてございます。

はい。以上について説明を終わります。

議 長（伊藤貞悦議員）質問ございませんか。

１０番（齋藤俊夫議員）はい。本町の負担については、はい、非常に理路整然と分かりやすくこの資料のほうも整理していただいたというふうに思います。その上でなんですが、副管理者である町長に単刀直入にお尋ねしますけども、消防業務の中核を担う部署、あるいはその物理的な部屋、これはどういう部門でどういう部屋だというふうに理解されておられますか。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。消防、全て何かあったときには、その連絡の入る指令室といえますかね、そこがメインなのかなというふうには思っております。

１０番（齋藤俊夫議員）はい。そういうことですね。消防業務の生命線っていいですか、中核機

能を担うのは通信指令部門、あるいは部屋であればそういうスペース、室ね。ところが、今回のこれまで説明されてきた計画の中では、まあこれは相手がある話ですから、分らないことはないですよ。しかし、今確認した肝腎の生命線、中枢機能となる通信指令室のスペース、これは15年頃に先延ばししてる。その中で今この負担金を出そうとしてるわけですよ。せっかく広域化のメリットとしての有利な起債、緊急防災・減災事業債を活用してと。にもかかわらず、肝腎要の通信指令室のスペースがちゃんと今の計画、基本計画の中ですね、確保されておりますか。

町 長（橋元伸一町長）はい。指令室についてはですね、岩沼のほうで今やっておりますけれども、そのまま岩沼のほうに指令室を残す形で今回は設計をさせていただいております。今、齋藤議員からあったようにですね、やはり消防の庁舎に指令室というのはやっぱり一番大事な部分ですから、肝の部分ですので、これまでもその管理者・副管理者会の中で協議はしてきました。先ほど齋藤議員がおっしゃったようにですね、相手もあることですからということをおっしゃっていただきましたが、これまで3者で岩沼、亘理、山元の管理者・副管理者の間で協議を続けてまいりましたが、それぞれの考え方というのがありまして、どうしてもその部分、それを入れると結構なその今回のね、予算も増えるということもありますが、ただやはり防災とか考えたときにはですね、必要なのかなというふうには思いましたが、今現在の部分での同意が3者でですね、得ることができずに、協議の中で結構な時間、本当に。ですから、本来であれば、もう1年前にこの今回のですね、皆さんに説明する段階ももう1年前に終わって事業のほうも進んでいるはずだったんですが、そういうことも含めてちょっと時間がかかって、なかなかそこがいかなかったというところもありますので、それで先ほど言いました、この中に出てきた緊防債、緊防債の期限もあるということもありましたので、その部分はですね、15年とさっき齋藤議員のほうからありましたけれども、今現在の部分をそのまま活用し、そのときに考えるということでの3者の同意ということになってここに至っているということでございます。指令センター、司令塔、司令部ですね、その部分がやはり大事な部分だというのは、認識はしながら進めてきたということは御理解いただければというふうに思います。

議 長（伊藤貞悦議員）齋藤議員。（「すみません」の声あり）はい。

町 長（橋元伸一町長）はい。私も管理者・副管理者の中でのいろんな協議をしてきてますが、各部署ごとに中身をもっとこういろいろとやってきてるところがありますので、補足があれば、担当課長のほうからちょっと補足をさせたいと思います。

総務課長（大和田 敦課長）はい。ただいま御指摘の指令センター、指令室の整備に関しましては、先般お話ししましたとおり、当初設ける計画ではおりました。んで、紆余曲折ありまして、今回の計画には載っていないと、これは事実でございます。ただ、前回の事務組合議員から議員各位への説明の後にですね、事務組合の職員と我々直接話して、こういうふうな話も出ましたよねって、これって元のあった計画に戻すようになるよねと。そこで引っかかってくるのが総事業費と各自治体の負担額、これを今さら変えるわけいけないよねと。この事業費の中でやりくりできるのであれば、検討する必要があるよねというふうな合意形成を図ってございます。

あわせて、本来であればその事務組合の職員の方々に調整いただければいいんですが、我々は我々の立場もでございますので、岩沼の財政担当だったり、亘理の消防等々の担当

ともいろいろその辺の情報交換をし、計画そのものは一旦こういうふうな形でつくったんだけど、全く検討する余地はないと。先ほど町長のお話で今現在はこのふうなことで、今現時点ではこの計画を進めたいと。ただ今後ですね、基本設計に入りますので、その中で必要に応じ再度検討するというふうなものについては、これは私、橋元町長からもその旨報告受けてますので、そういった中で調整できる可能な範囲でやっていきたいというふうなことでは考えてございます。

10番（齋藤俊夫議員）はい。経緯、経過ね、事情は説明されれば、そういうことなのかなというふうな、一定のことは理解します。それとね、相手があるっていう話の中では、たまたまの話、岩沼市さんが最近トップが替わられたという部分がございますのでね。広域化のスタートから一定の時間が経過する中で、岩沼市さんはもう首長が2人替わられて、前段難航した話もいろいろと耳に入ってる部分はありますけども、やはり新たな顔ぶれの中で本来あるべき姿がどうなのかということを、今の説明では、多少の余地ありというようなお話にも私お聞きしたわけですので、ぜひね。そうしないと、せっかく有利な起債で今回この規模でやろうとしても、後で通信指令室増築する、これ有利な起債使えませんよね。高上がりのこと、住民の負担が、本来やっておけばいいものを、話がまとまらなくて後で割増しの追加費用もかかるってのは、これはちょっと本末転倒じゃないのかなというふうに思うんですよ。だから、せめてその器ね、収容スペースだけは何とか確保して、15年には新しいシステムを導入するなりね、そこはもう少しそういう管理者の中で大きい方向性をですね、整理される、まとめられることを強く御期待申し上げます。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。齋藤議員がおっしゃることは本当にこちらでは理解してまして、これまで本当に先ほども言いましたように何年もかけて協議する中で、そういう部分はすごい時間取ってやってきたんですが、もう今年度に入って、先ほどいろいろる齋藤議員おっしゃいましたけれども、ある一定の方向を決めて各市町村の議会のほうにも説明がもうされてるんですね、なされているということもあってですね。いろいろなその辺は齋藤議員も多分察しがつくと、いろいろ理解していただけると私は思っておりますので。

ただ、やっぱり今後について、今言ったとおりなんですね。やっぱり町の負担を減らすということは住民負担減らすということになりますから、そういう意味の中でよりよい、一番いい方向で施設を整備して管理していけるというのが一番なものですから、ましてや消防というのは人の生命・財産を守る核になる部分ですので、そこについては本当に管理者・副管理者、そして担当部署の担当者、本当に本当に頭を悩ませながらこれまで時間かけてやってきましたので、今回このような形で各市町村から議員の方たちもその4名ずつ出ていただいて、その中でも本当しっかりと協議をしていただいた中で進めてきてますので、その辺ですね。今後、今言ったことをちゃんと念頭に入れながら、その先もですね、計画していきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（伊藤貞悦議員）そのほかございませんか。（「なし」の声あり）

この件については、以上で終了したいと思います。

協議事項の執行部からの説明、終わりました。

（2）の資料配付について何か説明はございますか。配付だけでいいですね。はい、

どうぞ。（「特別はないです」の声あり）はい、了解です。（「議長」の声あり）

10番（齋藤俊夫議員）はい。ちょっとこの機会に、先月の全協で確認した件なり、今回期待しておった案件についての説明がなかったもんですから、若干確認させていただきます。

1点目は、1か月前の全協で、国の環境省の東北地方の環境局のほうで、東北のこの市町村の熊の出没状況を監視カメラを設置してという、そういう動きがあるということ、うちの町はどうなっているのでしょうかという、後ほど確認してということだったんですけども、いかがでしょうか。

町 長（橋元伸一町長）はい。齋藤議員からの質問は、国のほうで800台、カメラを日本中ですね、設置するということなんだけれども、我が町には何台ぐらいつくのかというふうな質問だったと思います。それはすぐに確認を担当課のほうでしました。国のほうに確認をしましたところ、そこに何台つけるということは公表していませんのでという、もう一言の回答で国のほうからは返事があったということで、全国、皆さん御存じのとおり何千という自治体が、千何百という自治体がある中で800台ということは、自治体に1台ずつも来ないということです。ですから、まあ国からの返事を聞いた中で私感じたのは、やはりその熊の今回は調査のためとたしかいうことでの設置ですので、熊の出没頭数が多かったりとか、そういう被害の多いところとか、そういうところに重点的に設置を予定しているのかなと。あの時点で国でもまだどこに何台つけるというのが決まっていなかったのかなと勝手に私は想像をさせていただいたところでありました。

以上でございます。

10番（齋藤俊夫議員）はい。まあ、これはそれで、取りあえず了としておきます。

それから、メガソーラーの関係なんです、例えば6月議会前の段階ではね、5月の全協の際、町長は実はということで、この事業者が7月中に補償金を電力に納めないと事業が前に進まない。非常にこう唐突感が否めないお話を頂戴したんですけども、そういう関係、まずどういうふうになっているんでしょうか。

町 長（橋元伸一町長）はい。私も記憶しております。質問を受けた中で、私も早急に相手方とお会いをして、そしていろいろな事実確認をしたいというふうなことで返事をさせていただきました。その後、相手方のほうには何度か連絡を入れております。相手方からですね、もうしばらく時間をください、もうしばらく時間をくださいということで、やっとなですね、今月のお盆明けですね、18日だっけかな、ちょっと今ここに正確なちょっと予定持ってきてなかったんですが、にお伺いしてお話をさせていただきたいということで、時間を相手方とですね、やっとな予定が取れたというところになりますので、本当に申し訳ないんですが、議会からもう本当に約2か月近くたつんですが、相手方にはこちらからは申込みはしてたんですが、今言ったような形でもうちょっと時間くださいということで、内容をちゃんと精査した上でお会いしたいという返事があってですね、お会いできていないというのが事実でございます。

ですので、その18日だったと思うんですけど、にお会いしたときに、私のほうもですね、いろいろ確認したいことがいっぱいありますので、皆さんからいただいた質問もありますから、そういうことも含めて確認をさせていただいて、後日その件については皆さんのほうにお知らせしたいというふうに思います。

10番（齋藤俊夫議員）はい。実は、今町長触れられた後段の部分もね、その後どういうふうな確認、検討されたんでしょうかというふうな確認もしたかったんですけども、やはりいつ

までも疑問点を残すっていうのはよろしくないと思うので、早く確認していただいて、整理をしていかないとまずくないと思うんですよ。それと、やはり初めての経験ですから、それは執行部も大変なのは分かるんです。だから、私、提案申し上げてるのは、いや、町長は今、いや、そこまでの話じゃないんだというようなことをおっしゃるんだけど、これは国の環境省のガイドラインに沿って10キロワット以上の業務が進められてるわけですよ。だから、本来のスケジュール、工程、どうなってんのか。町長がおっしゃる、いや、その前段なんだっていう関係がね、よく分かるように共通理解した上で進めてもらえると、もっともっと話が分かりやすいんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういう用意は、予定はないんでしょうか。

町 長（橋元伸一町長）はい。先ほど言いましたようにですね、今回、私のほうでも確認をしたいことも結構ありますので、そういうものをしっかりと確認した上で、詳細について皆さんのほうに御報告をさせていただければと、説明をさせていただければというふうに思います。

10番（齋藤俊夫議員）はい。じゃあ、ちょっと駄目押しさせていただきます。ちょっとね、検索していくと、こういう場合何をすべきかっていうのは、すぐアイデアっていうか、ヒントになるのが確認できるんですよ。それを担当課に指示していただければ、行政としてこの段階で何をすべきなのか、地権者として何を留意すべきなのか、議会として何に留意すべきなのかっていうのは、共通理解になるんですよ。そういうものを明らかにした上で進めていけばよろしいんじゃないかなというふうに思うんですけども、ずっと言ってきているんですけども、なかなかそういうことがなされない、示されない。確認すると、もう少しこの後、議会の後っていうふうな、3月もそうでした。6月議会もそうでした。ぜひよろしくお願いいたします。

町 長（橋元伸一町長）はい。先ほども言いましたようにですね、こちらとしては相手方のほうに連絡を取っていろいろと確認作業はしております。ただ、先ほど言いましたようにですね、もう少しまとめるような時間くださいというふうな相手方からの返事で、こちらの確認ができていない部分が多々ありますので、そういう部分をちゃんと確認した上でですね。そうでないと、何を聞かれてもこちらのほうでも答えようがありませんので、その辺はこちらでごまかして無理やりソーラーパネル設置しようなんていう気持ちは毛頭ありませんので、しっかりとした形で体制を整えて皆さんのほうに御報告をさせていただければというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

議 長（伊藤貞悦議員）それでは、この件については以上で終わります。

執行部のほう御退席いただきたいと思います。

その他に移りたいと思いますが、昼休憩を取ったほうがいいのか、それともこのまま続けていいか、皆さんの御意見を伺います。（「取ったほうがいいんじゃないですか」「早く終わらせたいね」「このまま継続で」の声あり）継続しますか、昼休み取りますか。（「継続」「長く、何件かあるんで昼休憩取ったほうがいいと思います。あくまで自分の意見です」「賛成」の声あり）そのほかございませんか。御意見がないとなかなか決められない。はい、どうぞ。

3番（遠藤龍之議員）はい。つって言われても、実際どのくらい時間かかるのか、このボリュームつかね。どのくらいかかるのかっていうのが想定できない中で判断しろって言われ

でも困るんだけど。まあ5分、10分、二、三十分で終わるような中身、まあ議長判断でいいんですけども、であるならば継続ってということでもいいし、それがもっとかかるような想定であれば、飯食わんねつうのものもあるから。

議長（伊藤貞悦議員）私の予定では30分はかかると思います。（「そういう中で判断してもらえばいい」「30分なら継続だ」の声あり）では、継続させていただいてよろしいですか。（「はい」の声あり）はい、それでは継続します。

その他、各委員会からの報告、（1）です。総務民生常任委員会から。（「なしです」の声あり）はい。

産建教育常任委員会から。（「なし」の声あり）

議会広報広聴常任委員会から。（「ありません」の声あり）

議会運営委員会から。（「後ほど」の声あり）はい。

旧JR山下駅前トイレ撤去関係から。（「なし」の声あり）はい。

なり手不足対策調査特別委員会から。

12番（大和晴美議員）はい。議員の活動量の調査のほうなんですけど、まだ若干提出されてない方がいらっしゃいますので、ぜひお願いしたいと思います。また、アンケートのほうはですね、18歳以上の選挙権持ってる方の3%をめぐりに200枚以上は集まっておりますので、その状況を9月議会まで報告したいというふうに考えてます。

以上です。

議長（伊藤貞悦議員）提出まだの方おりましたら、あつ、おるんですね、の方、御協力いただきたいと思います。

（2）各一部事務組合等からの報告、亶理地区行政事務組合議会さん。（「なし」の声あり）なし、はい。

亶理名取衛生処理組合議会さん。（「はい。ございません」の声あり）

宮城県後期高齢者医療広域連合会議会さん。（「17日に全員協議会の予定があります」の声あり）はい。

（3）のその他に移ります。

①議会運営委員会協議事項報告。委員長のほうから報告をいただきたいと思います。

10番（齋藤俊夫議員）はい。それでは、お手元ですね、侮辱発言等に関する問責決議案についてという資料を御覧いただきたいというふうに思います。

議長からの諮問を受ける形で、全協で7月からたしか3回ほどですか、協議を重ねてきました。この問責決議案についてもですね、昨日と先月末とまあ2回にわたって検討してですね、整理したものでございます。

まず、決議案のタイトル、当初5案ぐらい考えておったんですが、最終的にはですね、どういう場でどういう形での場面があったのかという分かりやすい表記として、ここに告示している「本会議参考人質疑における侮辱発言等に関する問責決議案」ということで整理したところでございます。

それから、決議案の構成、1から6までございます。特にこの中で3、4、5については、ここに表記してあるほかに、またはという形で別な表記の仕方も当初あったわけですが、整理、確認した中では、ここにお示しのと通りの表記にしたということでございます。

それから、具体的な決議案の構成と内容につきましては、まず、前文ではですね、前

文では2か所に固有名詞が出てきます。ただし、この固有名詞については、2以下の部分についてはですね、当該議員なり、当該参考人という形で、固有名詞が出てくるのはこの前文だけだというふうな御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、2のちょっとこれ一文字、事案の経過というところ、一文字スペースが空き過ぎたようでございますけども、これはてにをはの部分で後で訂正させていただきま

すけども、はい。2については、特段の変更点、訂正点はございません。

あつ、えっとですね、2のほうでね、一つ訂正したのがですね、「さらに」の部分ね。2ページの一番上、1行目、ここに「仙台弁護士会」ってなってるんですけども、当初ちょっと「宮城県」というふうに誤った表記をしておりましたが、これは「仙台弁護士会」が正解だということでございます。ここは「仙台」に直したと。このほかにも、以下の部分でこの弁護士会のくだりが出てきますけども、そちらのほうは最初から「仙台弁護士会」となっているということで御理解ください。

それから、「しかしながら」のですね、2行目の後半のほう、後段の分、「直接謝罪を行ったものの、」、次にですね、この「参考人が求める」という表現を追加いたしました。加えました。加えて分かりやすくしたということでございます。

次は、3の議会としての姿勢と評価という部分でございます。ここはですね、ここは大きく変わったことございませんが、ちょっと変換ミスがあったところを直しております。それは2段落目の「にもかかわらず」ということで始まって、2行目の最後のほう、「傷つけるとともに」、当初のあれではちょっと変換ミスで「キカイ」となっていました。「議会」という表記をすべきところを「キカイ」というふうになってましたので、ここは正しい「議会」に対するっていうふうなことで変換ミスを訂正させていただきました。

4の決議事項のほうにつきましてはですね、ここは2か所ほど訂正をしております。1か所目はですね、「以上の観点から」云々かんぬんで、「被害を受けた参考人」、当初はですね、「参考人並びに陳情書署名人、町民に対する」というふうな具体の表記をしておったんですが、ここの部分は4の前段の部分でももう同じような表記をしておりますので、この場面ではですね、このように「被害を受けた参考人などに」ということでくくった形の表記にしたということでございます。

同じような考えで、1の部分の2行目もですね、ここも「参考人などに対し」ということでくくった表記、整理をしたということでございます。

それから、最後、5の名誉回復と再発防止、4ページの1の1行目、「本会議の場において」、当初はですね、「侮辱」の前に「不当な」という表現があったんですが、ここは侮辱、あえて不当も正当もないだろうというふうな意味合いもありましたので、「不当な」という文字はこれはカットしました。

以上が内容を精査した概要の説明となります。

これの整理に当たりましてはね、いろいろお話もございました。この決議文の整理の仕方、まとめ方、範囲の捉え方等々ですね。一定の問題提起も頂戴したところでございますけども、しかし、議会として目指すべきところ、何かといったときにね、やはり一定の形でこの決議案を整理する、まとめるということで、こういう形でですね、議長の答申にお答えをしたいというふうに考えてるところでございます。

なおかつ、この決議案については、議会としての改めての懲罰ではございませんので、4のほう、当該議員の決議事項の1の最後を御覧ください。

以前から申し上げてるように、再度の懲罰行為でございませんで、これについては当該議員の御理解が前提になります。そういうことで、自発的かつ良識ある真摯な対応に努めることというふうなことでございます。これについても、前段皆さんに御説明したようなことを御本人に御説明をし、こういう形での対応することについて御理解を頂戴をしたというふうなことでございます。

簡単でございますけども、私からの議運でのですね、決議案の協議内容について報告とさせていただきます。

議長（伊藤貞悦議員）ただいま報告ございましたが、何か御質問ございますか。

8 番（品堀栄洋議員）はい。これと呼んでる限りでは、問責ありきとしか私としては捉えなかったんだよね。前回、齋藤議員から問責ありきじゃないよという発言もされておりますので、ここに至るまでにどういうふうな段取りっていうかね、段階を踏んで問責しかないっていうような結果に至ったのか。それは、要するに議運で協議されてこういうふうになったっていうことなんですかね。（「よろしいですか、議長」の声あり）

10 番（齋藤俊夫議員）はい。今の品堀議員のお尋ねは、以前にもこの場でも御説明したとおり、整理メモの裏面、今お持ちであれば御覧いただきたいというふうに思いますけどもね。あそこの中で、今、本議会が置かれてる状況、立場、どういうふうに捉えるべきなのかというのを、私は議運の1回目の協議の中で口頭でお話ししましたが、それだけではちょっとなかなかメモもし切れない、あるいは記憶にもちょっと残らないとまずいなということで、その後の全協でここでお話ししたときは、口頭でお話しした部分をメモで整理をしてお話をしたところでございますので、一つ一つ順を追ってね、あるいはもう一つは時系列的な整理ということで、この1年余にわたっていろんな場面がございましたのでね。そういうことを踏まえた上で粛々と整理、対応しなくちゃならないということですね、御説明を申し上げたところでございます。

だから、あのときお話ししたのはね、仮にこういう形にしないと、議員個人がね、問責決議とか議員辞職勧告決議とかっていう、そういうことになって、本会議の場で賛成だ、反対だっていうね、議会がまとまらない、一本化できない、そういう対応、形はぜひ回避しなくちゃいけないということを申し上げて、私は一定の共通理解に立った上で、また次の議運のほうにこの問責決議案をお示しをすることにしたと。ただ、実際は時系列整理に時間を取られたので、具体の決議案の案文を議員にお示しするのは1回遅れになりました。なりましたけども、それも2回にわたって、特に2回から3回目については1週間以上の間を取って、議運の皆様方に決議案の内容を一字一句確認してもらった上で、昨日、最終的な整理、確認をしたと。こういう経過をたどっておるところでございますので、改めて御理解をいただければありがたいなというふうに思います。

議長（伊藤貞悦議員）品堀議員、よろしいですか。

8 番（品堀栄洋議員）はい。いや、結局、問責案件になってるようなふうにしかな聞こえないので、ほかにも検討されたのかっていうね、処分の仕方っていうか、この問責に行くまでにこういうやり方があるんじゃないの、こういうことがあるんじゃないの、でもこれじゃあ甘いよねと、これだと厳しいよねとか、そういうふうな内容があるんだったら、結局ほら、こういう問責ありきにしきもう見えないから、その検討した結果を分かるのであれば、私たち議運に出てない人にもお示ししていただければなと思うんです。

10 番（齋藤俊夫議員）はい。いや、ですから、何もないところから議論はできないでしょってい

うなことで、整理メモというのを作ったわけですよ。こういう基本的な理解、受け止め方で、この問題を何とかいい形で整理しなくちゃいけないですよってということで決議文というね、ものを整理する必要がありますよねと。決議文についても、それは先ほど申し上げませんでしたけども、一つ一つ例えばその例のね、不穏当な不適切な発言、二院制とか二元制とかっていう、そういう問題がいつどこで出たとかね。あるいは、石井参考人のほうから追加要望されてきたものは一つ一つこういうものがありますっていう、そこまでは決議の中では取り上げることはできないので、足らざるところはその議会だよりのほうで補足的に取り上げると、説明してくという、そういう二本立てで整理しましょうということで、一つ一つ確認しながらやってきてるわけですよ。品堀議員が御懸念の部分は、私としては段階を踏んでね、議運で協議をして全協に報告をして、また議運についていうね、そういう繰り返しで来てるわけですから、そういう中でおのずとっていくか自然と。先ほど言ったように、議員がそれぞれの問題意識で対応したれば、それこそ山元町議会何やってんのっていうふうにしかならないでしょと。そういうことを回避するためにはこういうやり方が一番じゃないですかということで、議長の諮問を受けて協議を重ねてきてるわけですよ。ある日突然、決議案ということではないということのを改めて御理解を賜ればありがたいなというふうに思います。

8 番（品堀栄洋議員）はい。議長にお聞きしたいんですけど、いろいろ問題があって、弁護士と相談しながらやってるっていうことだったんですけども、こういうふうな問責に至るっていうかね、そういう部分に関しても、これが妥当だよとか、そういうふうなことは弁護士に相談してるのか。やっぱり結局、法的にね、うちら広報でずっとやってきたんですね。丸子委員長を主として、広報に載せる、何する、名誉回復っていうこともやってきているので、要望があったからといって、どこまでそれに対して応えなくちゃいけないのかという、それはやっぱり弁護士に相談しながらやってきたんでしょうか。

議 長（伊藤貞悦議員）弁護士に相談しているのは、申立人から出てきた、後から出てきた追加要望についてというふうなことは相談をしておりますが、その後、問責決議とか、そういうふうなことについては相談はしておりません。いわゆる弁護士会とか何かから来てる勧告は、議会だよりの訂正と、それから本人、申立人の名誉回復をすることで、その名誉回復の一つの手段として、今回いわゆる必須の条件並びに議会としての解決策を一括して出されているのが今回のこの方法というふうに捉えていただければと思います。

（「議長、ちょっと」の声あり）

10 番（齋藤俊夫議員）はい。今の議長のお話を補足させていただきますけども、私もこれまでこういう場でも若干これから言うお話をしたというふうに記憶してるんですが、うちの議会として町の弁護士に相談する、あるいは仙台弁護士会からの勧告を頂戴した。それはそれぞれ専門家、あるいは権威のある団体ですから、そういうものを我々としてそれをどう最終的に理解してどうさばくのかっていうのは、町民から選ばれた議員で構成する議会というのは、最終的には自律権ね、議会に与えられた自律権の中で議長を中心として整理をすると、判断をするということが求められてるわけですよ。弁護士が言ったから、勧告がどうだったからということは、それは大事にするんだけども、最終的には議会としてしかるべき整理をし、しかるべき判断をして、その上でどう対処すべきかということが必要だということですよ。

だから、岩沼なんかでも、以前ね、ちょっとしたことでもすぐに懲罰が繰り返されて

いた。ある案件なんかは、もう最高裁まで行ってる。しかし、基本的には議会内部のことっていうのは、司法の判断に委ねるっていうよりも、それぞれ良識ある皆さんの中で、議長を中心とした自律権を行使するというのが、これが非常にオーソドックスな対処の仕方だということを改めて共通理解にしたいなというふうに思ってます。

4 番（丸子直樹議員）はい。今、齋藤議員がおっしゃったように、議会としてやるべきだと思います。議長として議運のほうに諮問をなされたというようなこととして認識させていただいているんですけども、議長は議運に対して諮問をなされて、あくまでも諮問されたのは議長あって、議運は諮問に答申をするというようなことは分かります。ですが、今の形だとどうしても、しかもこちらの資料に関していうと、議運としてこれを出しているっていうような表紙に見えるんですけども、そもそも議長が主として皆さんに判断諮ってっていうようなことで話が今あったと、本人からおっしゃられてたと思うんですけども、議運としての考え方を全協の場で示された。それに対して、以前の全協の場で自分は諮問ありきではないという意見をいただいた。それに関しても、ほかの自分以外の同意も得られているということは、全協の中での話も確実に整理の中に含めていただく必要があるのかなと思うんですけども、少なくともその整理に関しては、この資料に関してはちょっと入っているような部分は見当たらないっていうのがまず1点。

ですので、とりあえずそれと、あとこの資料自体にもなんですけども、3ページに書いてある、3ページと2ページとかに書いてある、議会への謝罪をしていないとか書いてあるんですけども、一番初めにたしか岩佐議員っていうのが、議長にまずいろいろ注意勧告受けて、それに対して岩佐議員はたしか謝罪はしていたはずだとは自分は認識していたんですけども、そういうようなことは確かあったはずだとは自分は認識しているんですけども、これは謝罪ではない。速やかな謝罪っていうのは、その時点ではもうしているというふうな認識ではありましたが、この表記だとずっと一切していないというような表記になっているように見えるんですけども、こちらに関してもちょっとおかしいなあっていう部分はあります。じゃあ、すいません、それに関してはどういうふうなお考えなのか教えていただきたいと思います。

議長（伊藤貞悦議員）それは私に対する質問かな。

4 番（丸子直樹議員）はい。では、じゃあ議長、まず謝罪というものがそもそも存在していたかどうか、過去に前議長が注意喚起を行った際に、岩佐議員は謝罪をしていたはず、したと聞いていたんですけども、それはあったのかどうか。あったとするならば、速やかな謝罪を怠ったというような表現があまり好ましくないのかなと。この資料はですよ、あくまでも。それはそごが見られるのかなと思うんですけども……

議長（伊藤貞悦議員）そこは分けて考えていただきたいわけですが、いわゆる1年前なのと現在というふうに分けてお答えします。1年前、前菊地議長のときについては、議長は申立人に謝罪をしております。申立人にね、はい。で、岩佐議員は直接は謝罪はしてない。

4 番（丸子直樹議員）はい。すみません、では、岩佐議員は誰に対して謝罪をしている状況になっているのかちょっと確認したい。謝罪をしていないっていうのであれば、一切謝罪はしていなかったのか、ちょっと本人に確認したほうがよろしかった……

議長（伊藤貞悦議員）1年前はそういうふうな謝罪です。1年前は菊地前議長は申立人には謝罪をしておりますが、直接岩佐議員は申立人には謝罪はしていません。

4 番（丸子直樹議員）はい。申立人に謝罪をしていないのではなくて、議長に対して、議会に対して謝罪を行っているというふうにお伺いはしていたのですけれども、こちらのほうには、参考人は議会に対して謝罪を行っていないというふうにただ書いてあるので、そこはどうかかなというようなことでちょっと確認をしたいというようなことです。

議長（伊藤貞悦議員）嚴重注意をされておりますね。その際には申し訳ありませんというふうな謝罪はしております。

4 番（丸子直樹議員）はい。では、それは誰、何に対して岩佐議員は謝罪しているんですか、これ。議会に対してですよ。はい。個人に対してということですか。議長を公とする、議会とするならば、それは議長に対しての謝罪というか、議会に対しての謝罪に当たると認識しているんですけれども、それはおかしい考え方でしょうか。

議長（伊藤貞悦議員）1年前については、私も岩佐本人さん、本人に議長から嚴重注意処分をされたときには同席をしておりますので、嚴重注意をされて、議長からされて、申し訳ありませんでしたという謝罪はありました。（「それは……」の声あり）それは誰に対してかっていうと、いわゆる議長に対する謝罪ですから、議会に対する謝罪というふうに取りってもらっても構わないと思います。

4 番（丸子直樹議員）はい。であれば、この資料に書いてある議会に対する速やかな謝罪は怠ってはいないということによろしいですよ。

議長（伊藤貞悦議員）まあ、その辺の読み方については……

4 番（丸子直樹議員）はい。いや、あくまでそういうことがあったってということだけをちょっと確認したかったってだけです。

議長（伊藤貞悦議員）はい。1年前はそのとおりです。その後、1年間経過してからのことはまた別のことです。

4 番（丸子直樹議員）はい。そうですね、はい。あくまでもここに書いてあったのは、過去を遡って速やかに謝罪していないというふうな文言が書いてあったので、その確認です。

議長（伊藤貞悦議員）多分そのところは、議会と同時に申立人本人に対して謝罪をしてないってというふうなことも含まれている文言なのかなと思います。

4 番（丸子直樹議員）はい。それはそうだと思います。

あと、もう一点なんですけど、先ほどの繰り返しになってしまうんですけれども、議長が諮問されて、諮問の結果に対して、それは諮問であって、答申、まあお答えになると思うんですけれども、こちらの資料は議運の委員長、議運としての問責決議案というような形になってるんですけれども、これはそもそも議長が定めるというふうに、皆さんで話をして決めるというような回答を委員長本人から今おっしゃられてたと思うんですけれども、議運からこちらのほうに、全協に対して投げられた報告があって、それに対しての質問とか、自分が投げたものに関しては一切触れられていないように感じるんですけれども、自分以外の方の意見としても同意も得られているようなものだと思うんですね。なんですけど、それに関して一切触れられていないものが議運及び議会の承認を得たというふうな、先ほどの順番の話でいくと、順番に順を追って皆さんに説明しました。説明をしたからって言って、結局こちらの意見は反映されない説明を議運として話をされた。実際それに関してどのような議運の中で議論されたのかっていうのも、ちょっとこの資料からは明確には捉えられていないんですけれども、そういうような意見だとしたら、極端な話、議運で決めたことは議会として決めたことというふうな認識

になってしまわざるを得ないような状況に陥っていると思うんですが、そこら辺に関してちょっと整理は。議長がまず議運に対しての諮問を行ったものに対して、議運はそれに対しての答申をする。その一つ、複数の問責以外の選択肢は選択肢としては出る可能性もあるんですけども、あくまでも議運としては問責以外の選択肢は一切ないというような整理に持っていった理由がちょっと分からないんですね。なので、その整理に関して、整理メモは確認しましたがけれども、それ以外の選択肢っていうのはどういうふうなものだったのか。どういうふうに結局、整理メモ以外でどんな整理が議運の中でされたのかをお伺いしたいです。それは委員長にお伺いします。

10番（齋藤俊夫議員）はい。いろいろ思うところ、感じるはところあっていいんだけど、一つ一つ順を追って、こういう認識でこういう形の整理で、議会だよりも含めて2段階で。あるいは、今この問題がマスコミ含めてどういうふうな捉えられ方、取り上げられ方してるのかというふうなときに、どういうふうな方策があるんでしょうかというふうな意味合いで、それは個人の議員が辞職勧告なり、問責決議なり、個別に出す方法もあるでしょ。しかし、繰り返しになりますけども、それでは議会全体としてのまとまりのある対応にはなりませんよね。それこそ格好のマスコミの餌食になる、こういう表現……（「やってますよね」の声あり）になるかどうかは別にしてね。（「やってますよ」の声あり）ちょっと発言を控えてください。当事者なんですよ。

だから、そういうことでない形としてはこういう手法がありますよねというふうに御提案申し上げた中で、そこで整理をしてきてるわけですよ。言うならば、その段階でこういう対案もありますけどもっていうんだったら分かりますよ。こういう方向でということで議長に諮問を受けて、こういうやり方でっていうことで、一つ一つ確認、整理をしながら積み上げてきてるわけですよ。そのことをひっくり返すのであれば、じゃあどういうふうな対応の仕方あるんですかっていうふうに、こちらは逆にお尋ねしなくちゃ。それでは何のための諮問で協議なのかっていうのが分からない。（「終わりであれば、はい」の声あり）

議長（伊藤貞悦議員）どうぞ。

4番（丸子直樹議員）はい。すみません。今の齋藤委員長の発言であると、議長は最初から諮問する際に問責ありきの諮問をされてるんですか。

議長（伊藤貞悦議員）いや、諮問というのはそういうあれではないです。

4番（丸子直樹議員）はい。いや、あくまでも諮問として、問責決議の在り方を諮問したんですか。そうかどうかだけ。

議長（伊藤貞悦議員）いや、そういうふうな諮問はしておりません。

4番（丸子直樹議員）はい。分かりました。今の話だと、そういうふうに受け取られるような発言でした。なので、問責以外の話というようなことであるとするならば、例えばこれまで、以前、名誉回復措置をまずしたと思うんですけども、それに関してはまずいろいろなことをしました。それに関しては、もう弁護士会が不処分としたことを踏まえた上で、こういうことをしたほうがいいであろうというようなことをあちらの人権擁護委員会からもいただきましたし、こちらの町の弁護士からもいただきました。それに関して、例えば議長による嚴重注意ですとか、訂正ですとか、そういうやつ、名誉回復措置はまずしています、現状として。

それ以外に問責以外の内容としましては、例えばこれまでの対応として一区切りをす

るというような形ですとか、再発防止を重点的に置くような案ですとか、実際これで終わってないんですけど、結局当事者間での協議の継続ですとか、議会全体としては再発防止策の強化、そういうような案を提案して、そういうような案を出すなど、問責以外の案はどういうようなことって言われると、そういうようなことも検討事項としては上げられるのかなというようにことがありますて、自分はそういうふう考えているんですけども、実際それらに関しては結局検討が行われていなかったというふうな認識になってしまうような感じではあるんですけども、そういうようなことを議長としては議運のほうに諮問をなされたのかなと。あくまでも自分はそれをお伺い、諮問されたということだったので、そういうようなことを議運に対して諮問なされたのかなと自分は思ったんですけども、実際のところ議運からの回答に関しては、問責という言葉以外が何も出てきていないような状況というようにことが前回の全協において示されて、それに対して、こういう問責とかっていうのは重いことですので、そういうものに関してそもそももうちょっと慎重に整理したほうがいいんじゃないですかという意見が自分とそれ以外の方の意見としても出ていた。にもかかわらず、それは結果として、議運としてはそれは話し合うに値しないようなことだったというふうな認識に今現状なっているんです。

議長（伊藤貞悦議員）いや、解釈が違ってると思います。諮問をしてるっていうのは、私は、どのような方法、方向でこのことを解決すればいいでしょうかと、そのことについてお伺いするというふうなことで諮問をしてるわけですよ。（「はい」の声あり）それについて議運ではいろんな方策を考えて、今案として、議運で出たことを案として、いわゆる全員協議会にこの案でどうだというふうな投げかけをしてるわけですよ。（「はい。だから、いろんなものが……」の声あり）ですから、ここで皆さんの意見を聞いてどうなるかというふうなことだろうと思います。決定されているわけでも何でもないわけです。今、方向性というか、案が示されているというふうな判断で御意見をいただかないと前に進まないと思いますし、それから、いわゆる一つの方策がっていうか、提案だけで話し合いをしてきたのかというふうなことです、そのような方向で議運では協議を進めてきているわけですから、それについて皆さんのお考えを今日聞いてるわけですから、そのことについて皆さんのお考えを述べていただいて構わないんじゃないですか。

10番（齋藤俊夫議員）はい。ちょっと補足させていただきますけども、そもそものメモが問責という言葉はございませんでした。決議案ということです。しかし、事務局通じて県の議長会にもちょっとアドバイスもらった中で、問責というそういう表記の仕方もあり得るよねっていうアドバイスを踏まえてということなんです。

それから、事実誤認があるのは、その名誉回復をしたとか、不処分になったっていうことなんだけど、議会としての名誉回復がまだ済んでませんよ。済んでないからこういう形を取らざるを得ないんじゃないでしょうかっていうことですよ。

それから、当該議員に対しても不処分というのは、御本人が謝罪する意思があるということなので不処分としますと。条件つきなんですよ。分かりますか。いわゆる一般的に言われる執行猶予ですよ。そういうことなんですよ。そういう理解がないと、話は進みません。事実誤認があると、何も進みませんよ。そこで、括弧して、不処分なんだけど、処分保留なんですよと。

しかし、10月に議会なり当該者に弁護士会から照会があつて、1か月後に回答しま

した。勧告が3月末にございました。その間何か月あったんですか。そういうふうなことでの速やかな謝罪っていうのはなされてないということも含めて、先ほどの御懸念の速やかでないという、そういうことも含めての表記にならざるを得ないんですよ。

それと、相手方のほうからも、本会議の場ね、公の場で起こったことは公の場でちゃんと対応していただきたいという、そういう希望もあるから、その辺も一定程度加味しながら、全体としてまあいわゆるソフトに丸く収める方策は何なんだろうと。そういうところに思いを共有しないと、なかなかまとまる話もまとまらないかなと思いますよ。

6番（渡邊千恵美議員）はい。1年半以上もかけてこの問題がなされてきたわけなんですけれども、結果として議員で進めてきた内容で私は賛成したいと思っております。議員で議会の名誉を回復するためには、この問責決議案っていうことで議運で進めてきた内容に賛成です。

以上です。

4番（丸子直樹議員）はい。先ほど齋藤議員がおっしゃってた整理メモに関して、問責という字はないと言いますが、物すごく問責決議案を取りまとめというふうなことをちゃんと、最良の方策であるというのがちゃんと書いてあるんですけれども、それが書いてないというのはちょっと問題があると思います。少なくとも自分が見せていただいたこちらのほうにあるメモに関して、多分一番最後のほうには最善の方策であるというようなふうに書いてあったと思うんですけど、それは書いてませんでした、書いてますよね。書いてないことはないと思います。

10番（齋藤俊夫議員）はい。あのね、丸子議員が御懸念の部分は、だから、最初の私がメモ整理した最初の段階では、何々決議案ということでした。その後、先ほど言ったように、議長会のほうに感触を伺ったところでは、問責という形での整理も一つありますよねっていうことで、途中から問責っていう言葉を入れて、なおかつ裏面のほうで今御指摘のように、いろいろやり方あるんだけど、個々の議員がやるんじゃなくて議会全体として、懲罰じゃなくて、ない形のを整理しましょうということにしているわけですよ。だから、今の部分も、御懸念の部分も一つ一つ積み重ねてきているのでね。最初から問責っていうふうにしてるわけじゃないんですよ。

2番（村野里砂議員）はい。今いろいろ御意見を伺ったんですけども、今回のハラスメントの件は、全国的に見てもこの対応っていうのはそんなに重くないソフトなほうなんではないのかなというふうに思います。今回委員長がおっしゃるところは、皆さんに御理解をいただいて、議会として皆、足並みをそろえてこの方向に持っていけばいいなという案だと思えます。例えばこれが皆さんに理解を得られないということになると、個人的な問責決議とかになりまして、賛成とか反対とかっていうことをですね、本会議で話し合うということも考えられるわけですけども、そうなりますと、またちょっと言葉悪いんですけども、山元町議会としてのちょっと悪いところをみんなにさらすような形にもなるわけで、それを避けるためにはやはり皆さんに理解いただいて、この形で進んでいくのがいいなというふうに思います。やっぱりこのような形で、本会議で起きたことを本会議で解決しなければ、町民がですね、自由に発言できる機会を今後ですね、奪うことにもなるのかなと思います。私も議員なるときにね、随分怖いところに入るんだねなんて言われたりもしました。若い人はそういうふうに思ってます、今。なので、町民が自由に発言できるような雰囲気を持っていくためには、やはり本会議で起きたことは本

会議で解決するというのがいいと思います。

以上です。

議長（伊藤貞悦議員）そのほか。

4番（丸子直樹議員）はい。すいません、度々申し訳ございません。実際、本会議のほうに諮るってというのは、実際こんな状況であっても問責、この状態になるのであれば、本会議に諮ると何かどうのこうのって今おっしゃられてたと思いますけれども、結果としてこれは本会議で問責案を出す話ですよ、こちらに関して。それがそもそも議運の委員長っていうような形でここには書いてあるんですけども、そもそも議長が確認して、議長の下で進めていくというような話だったはずなんですけれども、それが議運の委員長名で問責として出すっていうような形になっているっていうのも、何か自分はおかしいなというふうに思うんですね。あくまでもそれは議運の中での話合いの結果として、議運の委員長名で議運として問責を出すというようなことをこちらに諮られた。実際のところそれが、前回もですけど、そういうふうなことがありました。それに対しては、それはちょっとやり過ぎなんじゃないのじゃないですけど、それに対してはそういうふうなことも意見として前回ありました。しかし、それに関しては取り上げられませんでしたというような順番で。

あともう一つ、岩佐議員が謝ってないというふうなことですけども、今現在、一番初めに関しては謝ろうとしていたっていうのはたしか皆さんの事実だと思いますし、それを拒否されたというようなことも事実ではありますし、そして、議長はその謝る場を提供されました。そして、謝っているというのは今の現状の状態だとは認識しているんですけども、今の認識がおかしいかどうか、ちょっと議長に確認したいと思います。

議長（伊藤貞悦議員）はい。質問項目が多岐にわたっておりますが、まずですね、諮問に対して、議会運営委員会の委員長はこのように答申をしていいかというふうなことを今日諮っているわけですね。それが全員協議会でオーケーというふうな方向が出たら、いわゆる答申と、諮問されたことに対する答申が返ってくるわけですよ。まだ今日の段階ではまだ諮問の段階で、答申までは至っていない。それを今諮ってるわけですね。そのところを念頭に入れて話合いをしていただきたいと思います。

それから、1年前と今回のことを分けて考えただいたときに、1年前は前議長は申立人に謝罪をしております。ところが、岩佐議員はしてないと。今回、それからの流れがあって、今回、私は謝罪をしました。それから、この前、勧告に従ってその場面の設定をしろというふうなことがあったので、申立人と議員を、立会人がおりましたが、そのような形で謝罪の場面を設けました。ですので、謝罪はしているというふうなのが正確な判断だと思います。ただ、それは相手の受け止め方があって、納得をしたかどうかというふうなことについてはやぶさかではございませんし、現在のところ、まだ返事をいただいているわけではありません。というふうなものが私のできる回答です。

4番（丸子直樹議員）はい。すいません、議長に対しての確認なんですけれども、今の話ですと、まず名誉回復措置としていろいろあちらから言われて、人権擁護委員会からの言われていたこと及び山元町の弁護士からの言われていたこと、それは場のセッティングですとか、それで実際そういうものを行ったというようなことが今現在示されたと思いますけれども、その既に講じた名誉回復措置についての評価というのは、議長としてはどういうふうなお考えでしょうか。それに関しては、評価は一切していないような内容にも感

じられるんですね。こちらの問責決議っていうふうになるってことは、そもそも名誉回復措置はもうある程度、一定程度、人権擁護委員会ですとか弁護士ですとか、そういうような方々から確認をした一定のラインの名誉回復措置はもうされている状況において、その名誉回復措置としてのその評価というのはどのような考えになっているのか、議長の考えをお伺いします。

議長（伊藤貞悦議員）はい。勧告に従って、議会だより、それから名誉回復のための場の設定はいたしました。それがいわゆるこれは人間関係ですから、相手がどのように判断するかというふうなことは別ですが、私の段階では、勧告されたことについては十分その要求に対しては満たしておるというふうな判断はしております。ただ、ここからはやはり私個人のっていうかね、意見が入りますが、やはり今までの人間関係までは難しいかもしれませんが、双方の人間関係をある程度よい状態にしたいというふうな願いがあったものですから、今回いろんな形で何とかできないかというふうな方策を講じてきておるというふうな段階でございます。（「ありがとうございます」の声あり）

そのほかございませんか。

10番（齋藤俊夫議員）はい。先ほど丸子さんからその最終的な対応の仕方として、議運の委員長がっていうね、再度の結論っていうかね、結びのこの対応、ただこれはどうなんですか。ほかの場面でもほら、いろいろ関係する条例とかについては、それぞれの所管の常任委員会に付託をしますよね。そうすると、これはその委員会で審議して、委員長が本会議でいわゆる言うはずで、可決すべきものと決しましたとかって言うじゃないですか。もうこれが一緒ですよ、いわゆる。（「では、今の件に関して、すいません、いいですか」の声あり）

議長（伊藤貞悦議員）どうぞ。

4番（丸子直樹議員）はい。今回に関しては、議長が委員会に対しての諮問を行ったのであって、委員会の決定とかじゃなくて、それはあくまで議長に対する答申をするだけであって、こちらに関しては委員長名で出されているような形になっているので、そもそもこれを決めるのは、議長が全て足並みをそろえて議長が判断することであるので、ここにこういうふうに書かれているということを委員会の決定として、議長は委員会の決定として出したいんですよっていうふうなことがあって初めて委員会になるのかなと思うんですけど、そうでないのにもかかわらず、委員長として出されているっていうのもあったので、そこに関して違和感があったというような感じ、はい。

議長（伊藤貞悦議員）そのほかございませんか。

じゃあ、この決議案については、この線でいくというふうなことでよろしいですか。

3番（遠藤龍之議員）はい。議長、そういうことは、さっきここで報告かけて、そして、ということでのそれに対しての疑問をみんなぶつけて、ここは決める場でないですよ、決定。

議長（伊藤貞悦議員）これを受けて、最終的には本会議で決めるわけですね。だから、この原案を……

3番（遠藤龍之議員）はい。質問がねければ、今日はこんで終わりでいいんでないですか。最初のけつの決め方つうの。ちょっと事務局、休憩してちょっと確認させてけれ。大事などごだからや。確認してくださいって、進め方について。今日のこの目的は何なのかっていうね、報告ですよ。それで、報告に対してどうなんだと。それぞれ疑問があるんであればっていうことでの場面ですから。

議長（伊藤貞悦議員）了解です。今日の全員協議会は報告というふうな場面ですので、今日出てきたことについては、議会運営委員会に持ち帰って再度検討してもらってというふうな段取りになると思います。（「すみません」の声あり）はい。

4番（丸子直樹議員）はい。ちょっと確認です。今の件に関して、結局、議長が議長判断をもって結論を出すことであって、こちらの議運、全協での発言も議長の諮問みたいな認識で考えているんですけども、こちらの意見を議長の判断材料にしていいただければいいと自分は認識して言葉を出して、あくまでも議長は議運に対して諮問をして、その諮問の回答に対して全協で意見を言った。それを全てを判断材料として議長がそのことを決めるというような形になるべきものだと自分は認識しているんですけども、そもそも全協で諮ることでもない……

議長（伊藤貞悦議員）違うんじゃないかな。（「ちょっといいですか」の声あり）はい。（「違うんですね」の声あり）

事務局長（佐山 学局長）はい。さっき議長が議運でみたいな話があったんですけど、その意図するところは、議運もあれば、次その全協が8月の18日ですか、あるというところもあるので、その次の会議の中まで、今いただいた意見を踏まえながらどういうふうな考えをまとめて皆さんにまたお示しをするかという、多分そういう意図で話をしていると思うんですよ。ですので、逐一議長の考え方をいろいろ言われても、やっぱり議長も正直厳しいと思うのね。その辺もやっぱり踏まえてあげながら、全体をどういうふうな整理をしていくかということも必要だと思いますので、あえて事務局から話をさせていただきます。

議長（伊藤貞悦議員）いわゆる諮問したことに対する、皆さんに今日のこの諮問案でいいかというふうなことを諮ってるわけですから、今日その意見をいただいているわけですから、まとまったというふうなことではないと思って私は言うわけです。

3番（遠藤龍之議員）はい。議長がよ、もう締めていいんでね。今日の目的果たしてるんだから、果たしてるつうか、成立つうかね。もうそれぞれの報告に対して思ってることを皆さんに言ってもらった。

議長（伊藤貞悦議員）この件については以上としたいと思います。

そのほか、その他の②議会BCP改正案について、事務局からお願いします。

事務局長（佐山 学局長）はい。すいません、ちょっと時間いただきますが、申し訳ありません。

資料を御覧ください。「避難のタイミングはレベルで判断」というカラー刷りのまず資料になります。

まず、この1枚目の資料なんですけど、今台風が全国起きてる状況ですけども、防災気象情報と避難行動、これを結びつけていつ避難するかということなどを住民に分かりやすく伝えるための国による改正というのが、この5月の29日に実際に行われて運用されています。今ではテレビなんかでも報道されるようにレベル1とか、レベル4とか、レベル5とか、そういったものを気象庁の警報・注意報の情報名に付け加える形となっているということをまず前提で話をさせていただきたいと思います。

資料の2枚目御覧ください。

新旧対照表になります。こちら新旧対照表の内容につきましては、見出しにありますとおり山元町議会災害対策連絡会議設置要綱というものですが、会議の設置につきましては、風水害の判断基準といたしまして、第2条の第3号にあるとおり坂元川氾濫危険

水位、そこが基準になってるというところがあつて、3.1メートル、そのほか土砂災害警戒情報であつたり、高潮警報が発表されたとき、あるいは第4号に町内に大雨・洪水等で特別警報が発表されたときというものが今残っている状態です。これを、先ほど申し上げました防災気象情報のレベルに合わせて改正を行うというものです。

具体の判断基準についてですが、この新旧対照表の左側に書いてあるとおり、新というところに記載のとおりですね、坂元川の氾濫危険水位の3.1メートルを超えるという、そういった基準はそのまま残しながら、警戒レベルの4、あるいは警戒レベルの5、この防災気象情報が発表されたときが該当するということになります。こういったところも改正を行いながら、山元町議会のBCPの内容の見直しも含めて今後進めていくというものをお知らせをさせていただきたいと思います。

制度の改正を伴うので、法令審査委員会というのが執行部で組織あるんですが、そちらの中で改正を行った後、具体的に文言の修正を行うということで御承知おきをいただきたいと思います。これが1点目です。

次に、次の資料を御覧いただきたいんですが、陳情第7号選択的夫婦別姓というものの資料を御覧ください。

こちらにつきましては、時折新聞にも報道されている内容ですが、9月の議会定例会に何がしの形で町議会の意思表示をしていくということになると思いますが、こちらについては事前に情報を共有するという目的です。

記載のとおりですね、本陳情の要旨につきましては、婚姻によって夫婦が同姓となることは民法の規定によるものですけれども、変更を望まない者も当然いるわけで、こうした方に対しましては、変更を余儀なくされるということもあつて、人権侵害等が生じるのではないかといった指摘、それから、そもそもですね、旧姓の通称使用法制化というものがあつて、これでは問題の根本解消にならないといった観点から、世論の動向等も踏まえまして、選択的夫婦別姓制度の法制化を行うように国への意見書提出を議会に求めてきたものでございます。

後ろのほうにですね、A3の資料がございますので、そちらを御覧ください。

3の横長の資料の整理があるんですが、こちらの表につきましては、現在この件に関して、仙南・亘理地区でどのような動きがあるかというものを整理したものです。表の整理方法なんですが、縦軸には仙南・亘理議会の区分、それから横軸につきましてはそれぞれの取組の内容を記しております。時間のないところ恐縮ですが、例えば蔵王町とかですね、それから大河原町、村田町、こちらは議場の配付のみという形を取ったようです。柴田、それから丸森は共に請願扱いということにしてるようで、それぞれ採択、あるいは不採択という結果になっているようです。なお、上段にありますお隣亘理町につきましては、6月議会に陳情として本会議に議員提案されて、現在、閉会中の継続審査になっているということです。

参考までに、柴田とか、丸森、亘理につきましては、仙台弁護士会から直接議会へ持参されたようです。持参されて説明されてると。片や一方、配付のみの議会につきましては、本町議会と同様に郵送によるものであったということを確認しているところです。

以上、こういった状況がありますので、今後、次の全員協議会であつたり、あるいは本来その陳情の取扱いにつきましては、議会の運営委員会で判断をしていくというところもありますので、そちらで具体的な内容を詰めるということがあつたにしても、取り

あえず中身が結構多いもんですから、あらかじめ情報の共有をさせていただいたということで御理解願います。

次です。次はですね、手元に申立人のやつですかね。（「今、終わった」の声あり）
すいません、じゃあ次ですね。今手元にある熊本地震の関係、熊本地震に対する見舞金の関係です。

熊本地震の関係につきましては、文面をこうずっと追っていただくとですね、平成28年の熊本地震、この際にも県の町村議長会から、そちらで取りまとめを行いまして被災町村へ届けていたということだそうです。このたびの地震においても見舞金の協力を重ねて要請されたというところですので、これをどうするかということをちょっと協議をしていただければありがたいなと思います。

参考までに、平成28年のときは1人当たり3,000円、13人いらっしゃいましたので3万9,000円を見舞いをしていたということを確認しております。まず、この件どうするか、取扱いを御協議をお願いします。

議長（伊藤貞悦議員）はい。ただいま事務局から説明がありましてとおり、熊本地震への見舞いですが、前例もありましたが、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。ございせんか。前例に従う、それでよろしいですか。（「はい」の声あり）

これは積立金のほうなどから出るんですか。

事務局長（佐山 学局長）はい。じゃあ、そのような形でよろしければお願いいたします。

じゃあ、続きまして、2026年度賛助会費のお願いについてということで資料を御覧ください。

こちらにつきましては、まあ例年なんですけど、がんの制圧に向けた支援ということで、裏面に記載のあるとおりですね、この賛助会費につきましては、調査研究費であるとか、普及啓発費などに充てられるというもので、対がん協会からの要請ということになります。

県内の賛助会費の協力状況については、別紙に書いてあるとおりで、昨年同様1人当たり1,000円の協力でいいかということのをちょっと前置きをさせていただきながら、今年の取扱いについて御協議をお願いしたいと思います。

議長（伊藤貞悦議員）はい。説明がございました対がん協会からの賛助会費について、前例に従って1,000円というふうなことでよろしいですか。（「はい」の声あり）じゃあ、そのようにさせていただきます。（「議長」の声あり）はい。どうぞ。

10番（齋藤俊夫議員）はい。皆さんの考えに私も賛同はしますけども、この一覧表にあるように、空欄の議会もございます。私の持論は、この手のあれは、議会だからっていうものがちょっといかなもなかだと思いますよ。やはり執行部がしっかりと対応すべきであって、議会が一つ一つのことに対応するっていうのは、以前にも申し上げておりましたとおりでございますので、やはりしっかりとした考え方を持って対応すべきだと、このようなことを言っておきます。

事務局長（佐山 学局長）はい。じゃあ、そういった意見も踏まえながら、昨年同様1,000円という形で進めさせていただきます。

じゃあ、あともう一点、資料を今配付をさせていただきます。

こちら、フィードバックという形で全員協議会の皆さんにお知らせするものです。この資料につきましては、もともと赤字を除いたところに関して、7月の8日、全員協議

会時に協議をさせていただいたもので、そのときにもう少し分かりやすく記載したほうがいいとか、年度が入ったとかって、そういう助言もあったもんですから、そういった助言、指摘を受けて手直しをしたもの、これを報告させていただきました。

なお、この手直し後の回答書をもって、7月の13日でしたけれども、議長から申立人に回答を行ったということでございます。

事務局からは以上です。

議長（伊藤貞悦議員）そのほかございませんね。（「はい」「なし」の声あり）

それでは、以上をもって本日の全員協議会を終了します。

長時間、遅くなって申し訳ございませんでした。以上で終わりにいたしたいと思えます。ありがとうございました。

午後1時22分 閉 会